（令和６年４月版）

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、福井県土木工事共通仕様書〔R06.4〕第１編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適　用

この管理基準は、福井県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。なお、この基準にない下記の各編については、右に記載の最新版を準用する。

第4編港湾編　「港湾工事共通仕様書」国土交通省港湾局編集
第5編空港土木編　「空港土木工事共通仕様書」国土交通省航空局監修
第12編漁港漁場編　「漁港漁場関係工事共通仕様書」
　水産庁漁港漁場整備部整備課編集
第14編公園緑地編　「公園緑地工事共通仕様書（案)」
　国土交通省都市・地域整備局公園緑地課編集
下水道「下水道土木工事共通仕様書（案)」
　国土交通省都市・地域整備局下水道部編集

３．構成

施工管理（工事写真を含む）
- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４．管理の実施

（１）受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
（２）施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
（３）受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
（４）受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

５．管理項目及び方法

（１）工程管理
　受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。
（２）出来形管理
　受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目および測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表または出来形図を作成し管理するものとする。なお、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。
　測定箇所は、受発注者の協議により追加できるものとする。
（３）品質管理
　受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

（令和８年４月版）

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、福井県土木工事共通仕様書〔R08.4〕第１編1-1-25施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適　用

この管理基準は、福井県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。なお、この基準にない下記の各編については、右に記載の最新版を準用する。

第4編港湾編　「港湾工事共通仕様書」国土交通省港湾局編集
第5編空港土木編　「空港土木工事共通仕様書」国土交通省航空局監修
第12編漁港漁場編　「漁港漁場関係工事共通仕様書」
　水産庁漁港漁場整備部整備課編集
第14編公園緑地編　「公園緑地工事共通仕様書（案)」
　国土交通省都市・地域整備局公園緑地課編集
下水道「下水道土木工事共通仕様書（案)」
　国土交通省都市・地域整備局下水道部編集

３．構成

施工管理（工事写真を含む）
- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４．管理の実施

（１）受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
（２）施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
（３）受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
（４）受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

５．管理項目及び方法

（１）工程管理
　受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。
（２）出来形管理
　受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目および測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表または出来形図を作成し管理するものとする。なお、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。
　測定箇所は、受発注者の協議により追加できるものとする。
（３）品質管理
　受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

（令和６年４月版）

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

６．規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７．その他

（１）工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

（２）情報化施工

10,000㎥以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」は「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「ＴＳを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「ＴＳを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理の監督･検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

（３）３次元データによる出来形管理

ＩＣＴ施工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。なお、ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を３次元空間上に再現するために必要なデータである。

（４）施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

（令和８年４月版）

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

６．規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７．その他

（１）工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

（２）情報化施工

10,000㎥以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」は「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第2編　土工編」に読み替えるものとし、「ＴＳを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「ＴＳを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理の監督･検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

（３）３次元データによる出来形管理

ＩＣＴ施工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。なお、ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を３次元空間上に再現するために必要なデータである。

（４）施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は擁壁の両端で測定。	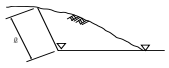	1-2-3-2	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は擁壁の両端で測定。	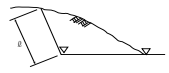	1-2-3-2
						法長ℓ ℓ＜5m	−200				法長ℓ ℓ＜5m	−200			
						法長ℓ ℓ≧5m	法長−4%				法長ℓ ℓ≧5m	法長−4%			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	擁壁工（面管理の場合）		平均値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	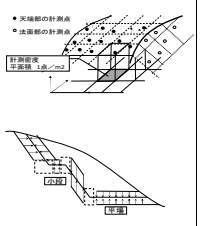	1-2-3-2			１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	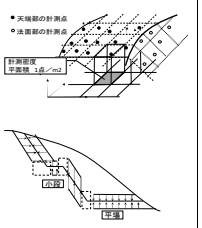	1-2-3-2
						平場 標高較差	±50				平場 標高較差	±50			
						法面（小段含む） 水平または標高較差	±70				法面（小段含む） 水平または標高較差	±70			
							±150					±160			
											法面（軟岩Ⅰ）（小段含む） 水平または標高較差	±70			
												±330			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	擁壁工（水中部）（面管理の場合）		平均値 個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2			１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2
						平場 標高較差	±50 ±300				平場 標高較差	±50 ±300			
						法面（小段含む） 水平または標高較差	±70 ±300				法面（小段含む） 水平または標高較差	±70 ±300			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	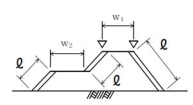	1-2-3-2	基準高▽	−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	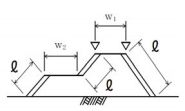	1-2-3-2
						法長ℓ ℓ＜5m	−100				法長ℓ ℓ＜5m	−100			
						法長ℓ ℓ≧5m	法長−2%				法長ℓ ℓ≧5m	法長−2%			
						幅w_1, w_2	−100				幅w_1, w_2	−100			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工（面管理の場合）		平均値 個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	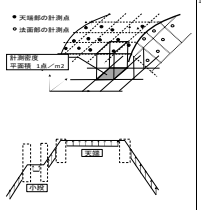	1-2-3-2			１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	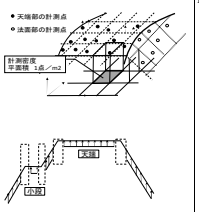	1-2-3-2
						天端 標高較差	−50 −150				天端 標高較差	−50 −150			
						法面 4割＜勾配 標高較差	−50 −170				法面 4割＜勾配 標高較差	−50 −170			
						法面 4割≧勾配（小段含む） 標高較差	−60 −170				法面 4割≧勾配（小段含む） 標高較差	−60 −170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの					※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの				
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工（補強土（テールアルメ）壁工法（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽	−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	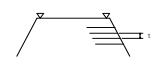	1-2-3-4	基準高▽	−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	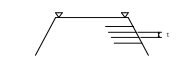	1-2-3-4
						厚さt	−50				厚さt	−50			
						控え長さ	設計値以上				控え長さ	設計値以上			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	厚さt	※−30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	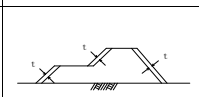	1-2-3-5	厚さt	※−30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	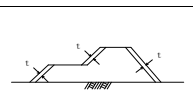	1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さt t＜15cm	−25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき１ヶ所、200m以下は２ヶ所、中央で測定。	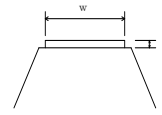	1-2-3-6	厚さt t＜15cm	−25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき１ヶ所、200m以下は２ヶ所、中央で測定。	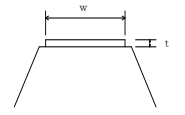	1-2-3-6
						t ≧15cm	−50				t ≧15cm	−50			
						幅w	−100				幅w	−100			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線および端部で測定。	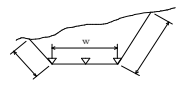	1-2-4-2	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線および端部で測定。	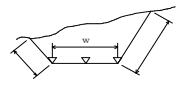	1-2-4-2
						法長ℓ ℓ＜5m	−200				法長ℓ ℓ＜5m	−200			
						法長ℓ ℓ≧5m	法長−4%				法長ℓ ℓ≧5m	法長−4%			
						幅w	−100				幅w	−100			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	擁壁工（面管理の場合）		平均値 個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	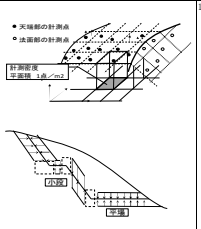	1-2-4-2			１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	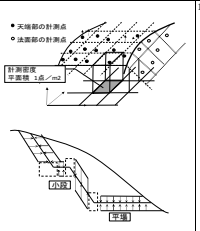	1-2-4-2
						平場 標高較差	±50 ±150				平場 標高較差	±50 ±150			
						法面（小段含む） 水平または標高較差	±70 ±160				法面（小段含む） 水平または標高較差	±70 ±160			
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む） 水平または標高較差	±70 ±330				法面（軟岩Ⅰ）（小段含む） 水平または標高較差	±70 ±330			

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線および端部で測定。	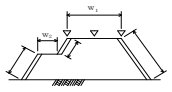	1-2-4-3 1-2-4-4	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線および端部で測定。	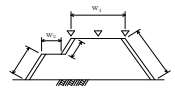	1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ ℓ＜5m	−100				法長ℓ ℓ＜5m	−100			
						法長ℓ ℓ≧5m	法長−2%				法長ℓ ℓ≧5m	法長−2%			
						幅w1, w2	−100				幅w1, w2	−100			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）		平均値 個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	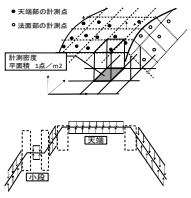	1-2-4-3 1-2-4-4			平均値 個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	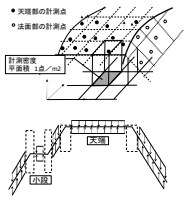	1-2-4-3 1-2-4-4
						天端	標高較差 ±50 ±150				天端	標高較差 ±50 ±150			
						法面（小段含む）	標高較差 ±80 ±190				法面（小段含む）	標高較差 ±80 ±190			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	5	法面整形工（盛土工）	厚さt	※−30	施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5	厚さt	※−30	施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	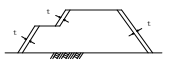	1-2-4-5
1 共通編	2 土工	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	組立て	平均間隔d	±φ	d＝D／（n−1） Ｄ：ｎ本間の延長 ｎ：１０本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況およびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	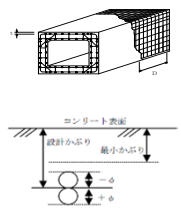	1-3-7-4	平均間隔d	±φ	d＝D／（n−1） Ｄ：ｎ本間の延長 ｎ：１０本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況およびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	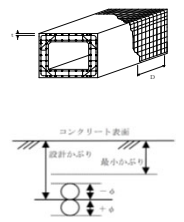	1-3-7-4
						かぶりt	設計かぶり±φかつ最小かぶり以上				かぶりt	設計かぶり±φかつ最小かぶり以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工［指定仮設・任意仮設は除く］ （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう矢板）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	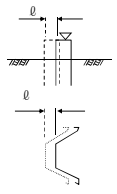	3-2-3-4	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	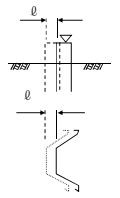	3-2-3-4
						根入長	設計値以上				根入長	設計値以上			
						変位ℓ	100				変位ℓ	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長L	−200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5	延長L	−200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さH	設計値以上	１ヶ所／１基	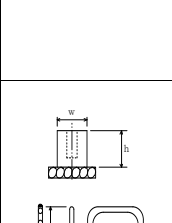	3-2-3-6	設置高さH	設計値以上	１ヶ所／１基 基礎１基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	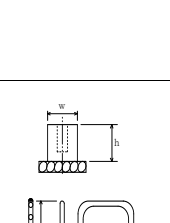	3-2-3-6
						基礎 幅w（D）	−30	基礎１基毎			基礎 幅w（D）	−30			
						基礎 高さh	−30				基礎 高さh	−30			
						基礎 根入長	設計値以上				基礎 根入長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎 幅w	−30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。		3-2-3-7	基礎 幅w	−30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-7
						基礎 高さh	−30				基礎 高さh	−30			
						パイプ取付高H	+30 −20	１ヶ所／１施工箇所			パイプ取付高H	+30 −20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎 幅w	−30	１ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。	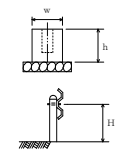	3-2-3-8	基礎 幅w	−30	１ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	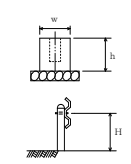	3-2-3-8
						基礎 高さh	−30				基礎 高さh	−30			
						ビーム取付高H	+30 −20	1ヶ所／1施工箇所			ビーム取付高H	+30 −20	1ヶ所／1施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎 幅w	−30	1ヶ所／1基礎毎	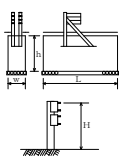	3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する	基礎 幅w	−30	1ヶ所／1基礎毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	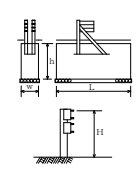	3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
						基礎 高さh	−30				基礎 高さh	−30			
						基礎 延長L	−100				基礎 延長L	−100			
						ケーブル取付高H	30 −20	1ヶ所／1施工箇所			ケーブル取付高H	30 −20	1ヶ所／1施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚さ t（溶融式のみ）	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9	厚さ t（溶融式のみ）	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9
							幅 w	設計値以上				幅 w	設計値以上		
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工（視線誘導標）（距離標）	高さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。	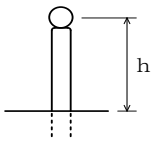	3-2-3-10	高さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	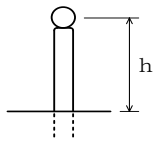	3-2-3-10
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長 L （m）	±L／1000	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 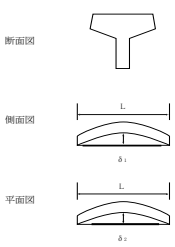 平面図	3-2-3-12	桁長 L （m）	±L／1000	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 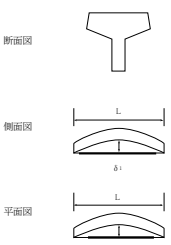 平面図	3-2-3-12
							断面の外形寸法	±5				断面の外形寸法	±5		
							橋桁のそり δ1	±8				橋桁のそり δ1	±8		
							横方向の曲がり δ2	±10				横方向の曲がり δ2	±10		
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ橋）	桁長 L （m）	±10…L≦10m ±L／1000…L＞10m	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 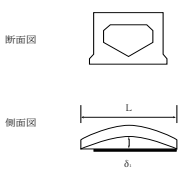 平面図	3-2-3-12	桁長 L （m）	±10…L≦10m ±L／1000…L＞10m	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 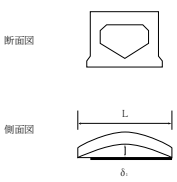 平面図 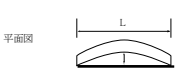	3-2-3-12
							断面の外形寸法	±5				断面の外形寸法	±5		
							橋桁のそり δ1	±8				橋桁のそり δ1	±8		
							横方向の曲がり δ2	±10				横方向の曲がり δ2	±10		
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	幅（上） w_1	+10 −5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）	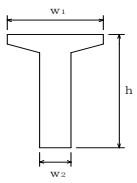	3-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況およびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する	幅（上） w_1	+10 −5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）	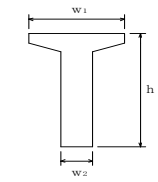	3-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況およびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
							幅（下） w_2	±5				幅（下） w_2	±5		
							高さ h	+10 −5				高さ h	+10 −5		
							桁長ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5）かつ −30mm以内				桁長ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5）かつ −30mm以内		
							横方向最大タワミ	0.8 ℓ				横方向最大タワミ	0.8 ℓ		
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁長ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13	桁長ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
							断面の外形寸法（mm）	—				断面の外形寸法（mm）	—		
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5）かつ −30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：支間長（m）		3-2-3-14	桁長ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5）かつ −30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：支間長（m）		3-2-3-14
							横方向最大タワミ	0.8ℓ				横方向最大タワミ	0.8ℓ		
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１ヶ所当たり両端と中央部の３点、幅および厚さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	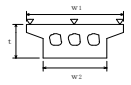	3-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況およびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１ヶ所当たり両端と中央部の３点、幅および厚さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	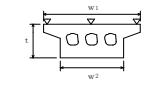	3-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況およびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
							幅 w_1, w_2	−5〜+30				幅 w_1, w_2	−5〜+30		
							厚さ t	−10〜+20				厚さ t	−10〜+20		
							桁長ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5）かつ−30mm以内				桁長ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5）かつ−30mm以内		
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１ヶ所当たり両端と中央部の３点、幅および高さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	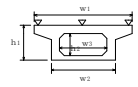	3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況およびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１ヶ所当たり両端と中央部の３点、幅および高さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	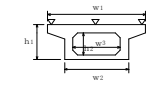	3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況およびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
							幅（上） w_1	−5〜+30				幅（上） w_1	−5〜+30		
							幅（下） w_2	−5〜+30				幅（下） w_2	−5〜+30		
							内空幅 w_3	±5				内空幅 w_3	±5		
							高さ h_1	+10 −5				高さ h_1	+10 −5		
							内空高さ h_2	+10 −5				内空高さ h_2	+10 −5		
							桁長ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5）かつ−30mm以内				桁長ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5）かつ−30mm以内		

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅（上）w_1	−5～＋30	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長(m)	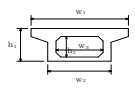	3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況およびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する	幅（上）w_1	−5～＋30	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長(m)	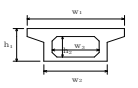	3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況およびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）w_2	−5～＋30				幅（下）w_2	−5～＋30			
						内空幅w_3	±5				内空幅w_3	±5			
						高さh_1	＋10 −5				高さh_1	＋10 −5			
						内空高さh_2	＋10 −5				内空高さh_2	＋10 −5			
						桁長ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ/5）かつ−30mm以内				桁長ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ/5）かつ−30mm以内			
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積 基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	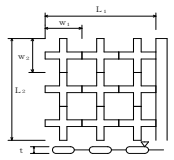	3-2-3-17	層積 基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	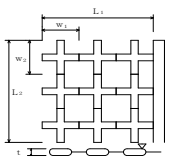	3-2-3-17
						厚さ t	−20	幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。			厚さ t	−20	幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。		
						幅w_1, w_2	−20				幅w_1, w_2	−20			
						延長L_1 L_2	−200	１施工箇所毎			延長L_1 L_2	−200	１施工箇所毎		
						乱積 基準高▽	±ｔ/2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	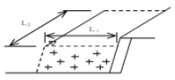	ｔは根固めブロックの高さ	乱積 基準高▽	±ｔ/2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	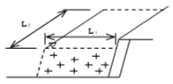	ｔは根固めブロックの高さ
						延長L_1 L_2	−ｔ/2	１施工箇所毎			延長L_1 L_2	−ｔ/2	１施工箇所毎		
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高▽	±150	１組毎	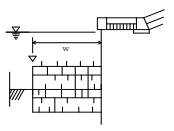	3-2-3-18	基準高▽	±150	１組毎	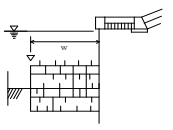	3-2-3-18
						幅w	±300				幅w	±300			
						延長L	−200				延長L	−200			
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高▽	−100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	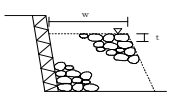	3-2-3-19	基準高▽	−100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	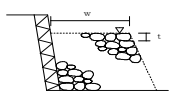	3-2-3-19
						幅w	−100				幅w	−100			
						延長L	−200				延長L	−200			
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅w	−30	１回／１施工箇所	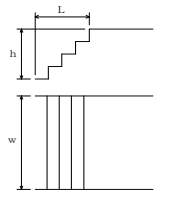	3-2-3-22	幅w	−30	１回／１施工箇所	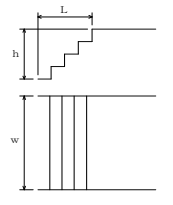	3-2-3-22
						高さh	−30				高さh	−30			
						長さL	−30				長さL	−30			
						段数	±0段				段数	±0段			
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工（ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	高さについては車道端部および中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	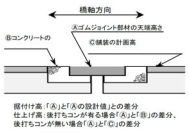	3-2-3-24	据付け高さ	±3	高さについては車道端部および中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	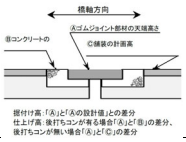	3-2-3-24
						表面の凹凸	3				表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～−2				仕上げ高さ	舗装面に対し 0～−2			
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工（鋼フィンガージョイント）	高さ 据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各３点計９点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点	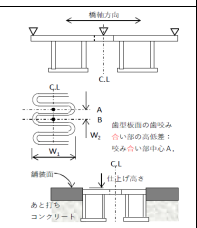	3-2-3-24	高さ 据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各３点計９点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点	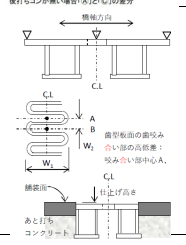	3-2-3-24
						橋軸方向各点誤差の相対差	3				橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸	3				表面の凹凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔w_1	±2				歯咬み合い部の縦方向間隔w_1	±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔w_2	±5				歯咬み合い部の横方向間隔w_2	±5			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～−2				仕上げ高さ	舗装面に対し 0～−2			
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工（埋設型ジョイント）	表面の凹凸	3	高さについては車道端部および中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	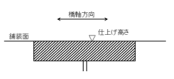	3-2-3-24	表面の凹凸	3	高さについては車道端部および中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	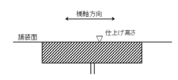	3-2-3-24
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3				仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3			
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工（巨石張り、巨石積み）	基準高▽	±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	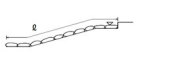	3-2-3-26	基準高▽	±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	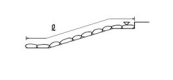	3-2-3-26
						法長ℓ	−200				法長ℓ	−200			
						延長L	−200				延長L	−200			
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工（かごマット）	法長ℓ	−100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	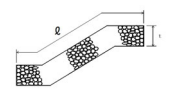	3-2-3-26	法長ℓ	−100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	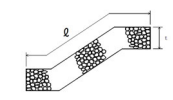	3-2-3-26
						厚さ t	−0.2 t				厚さ t	−0.2 t			
						延長L	−200				延長L	−200			
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工（じゃかご）	法長ℓ ℓ＜3m	−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	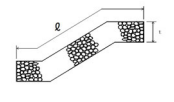	3-2-3-27	法長ℓ ℓ＜3m	−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	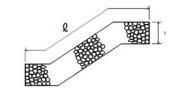	3-2-3-27
						ℓ≧3m	−100				ℓ≧3m	−100			
						厚さ t	−50				厚さ t	−50			
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工（ふとんかご、かご枠）	高さh	−100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	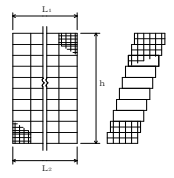	3-2-3-27	高さh	−100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	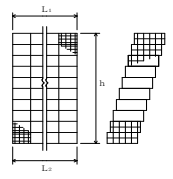	3-2-3-27
						延長L_1, L_2	−200				延長L_1, L_2	−200			
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工（プレキャストボックス工）（プレキャストパイプ工）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	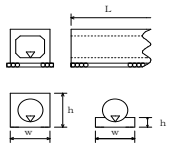	3-2-3-28	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	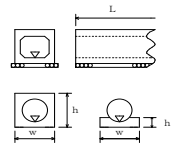	3-2-3-28
						※幅w	−50				※幅w	−50			
						※高さh	−30				※高さh	−30			
						延長L	−200	１施工箇所毎			延長L	−200	１施工箇所毎		

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	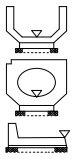	3-2-3-29	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	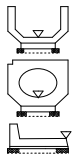	3-2-3-29
							延長L	−200	1ヶ所／１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			延長L	−200	1ヶ所／１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 （場所打水路工）	基準高▽	±30	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき1ヶ所、施工延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	基準高▽	±30	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき1ヶ所、施工延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
							厚さｔ1，ｔ2	−20				厚さｔ1，ｔ2	−20		
							幅w	−30				幅w	−30		
							高さｈ1，ｈ2	−30				高さｈ1，ｈ2	−30		
							延長L	−200	1施工箇所毎			延長L	−200	1施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
							幅w1，w2	−50				幅w1，w2	−50		
							深さh	−30				深さh	−30		
							延長L	−200	1施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			延長L	−200	1施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は，現場打部分のある場合	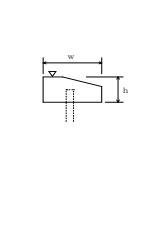	3-2-3-30	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は，現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	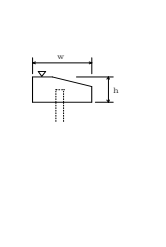	3-2-3-30
							※厚さｔ1～ｔ5	−20				※厚さｔ1～ｔ5	−20		
							※幅w1，w2	−30				※幅w1，w2	−30		
							※高さｈ1，ｈ2	−30				※高さｈ1，ｈ2	−30		
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 １ロットの大きさは500㎡とする。 １ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は５回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。		3-2-3-31	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 １ロットの大きさは500㎡とする。 １ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は５回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。		3-2-3-31
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 （切込砂利） （砕石基礎工） （割ぐり石基礎工） （均しコンクリート）	幅w	設計値以上	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき1ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	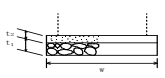	3-2-4-1	幅w	設計値以上	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき1ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	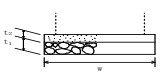	3-2-4-1
							厚さｔ1，ｔ2	−30				厚さｔ1，ｔ2	−30		
							延長L	各構造物の規格値による。				延長L	各構造物の規格値による。		
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) （現場打）	基準高▽	±30	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき1ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3	基準高▽	±30	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき1ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
							幅w	−30				幅w	−30		
							高さh	−30				高さh	−30		
							延長L	−200				延長L	−200		
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	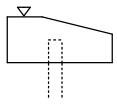	3-2-4-3	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	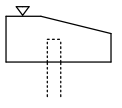	3-2-4-3
							延長L	−200				延長L	−200		
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領管理（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	d ＝√(x²＋y²) 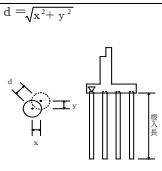	3-2-4-4 注）傾斜については、施工中、杭基礎施工便覧に準じて2方向からトランシットなどを用いて精度確認を行う。	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路縦形方向、橋軸方向等）とそれに直交する橋断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領管理（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	d ＝√(x²＋y²) 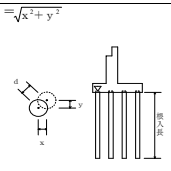	3-2-4-4 注）傾斜については、施工中、杭基礎施工便覧に準じて2方向からトランシットなどを用いて精度確認を行う。
							根入長	設計値以上				根入長	設計値以上		
							偏心量d	D/4以内かつ100以内				偏心量d	D/4以内かつ100以内		
							傾斜	1/100以内				傾斜	1/100以内		
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	d ＝√(x²＋y²) 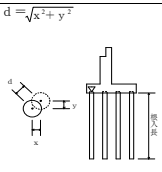	3-2-4-4 注）傾斜については、施工中、杭基礎施工便覧に準じて2方向からトランシットなどを用いて精度確認を行う。	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	d ＝√(x²＋y²) 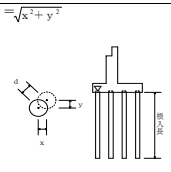	3-2-4-4 注）傾斜については、施工中、杭基礎施工便覧に準じて2方向からトランシットなどを用いて精度確認を行う。
							根入長	設計値以上				根入長	設計値以上		
							偏心量d	D/4以内かつ100以内				偏心量d	D/4以内かつ100以内		
							傾斜	1/100以内				傾斜	1/100以内		
							杭径D	設計値以上				杭径D	設計値以上		
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	d ＝√(x²＋y²) 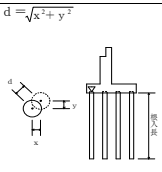	3-2-4-5 注）傾斜については、施工中、杭基礎施工便覧に準じて2方向からトランシットなどを用いて精度確認を行う。	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路縦形方向、橋軸方向等）とそれに直交する橋断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	d ＝√(x²＋y²) 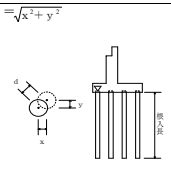	3-2-4-5 注）傾斜については、施工中、杭基礎施工便覧に準じて2方向からトランシットなどを用いて精度確認を行う。
							根入長	設計値以上				根入長	設計値以上		
							偏心量d	100以内				偏心量d	100以内		
							傾斜	1/100以内				傾斜	1/100以内		
							杭径D	（設計径 （公称径）-30） 以上				杭径D	（設計径 （公称径）-30） 以上		

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽ 根入長 偏心量 d 傾斜 基礎径D	±50 設計値以上 150以内 1/50以内 設計径（公称径）以上※	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リング'を必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞ'の内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-6 注）傾斜については、施工中、杭基礎施工便覧に準じて2方向からトランシットなどを用いて精度確認を行う。	基準高▽ 根入長 偏心量 d 傾斜 基礎径D	±50 設計値以上 150以内 1/50以内 設計径（公称径）以上※	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路縦形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リング'を必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞ'の内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-6 注）傾斜については、施工中、杭基礎施工便覧に準じて2方向からトランシットなどを用いて精度確認を行う。
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽ ケーソンの長さℓ ケーソンの幅w ケーソンの高さh ケーソンの壁厚 t 偏心量 d	±100 −50 −50 −100 −20 300以内	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-7	基準高▽ ケーソンの長さℓ ケーソンの幅w ケーソンの高さh ケーソンの壁厚 t 偏心量 d	±100 −50 −50 −100 −20 300以内	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽ ケーソンの長さℓ ケーソンの幅w ケーソンの高さh ケーソンの壁厚 t 偏心量 d	±100 −50 −50 −100 −20 300以内	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-7	基準高▽ ケーソンの長さℓ ケーソンの幅w ケーソンの高さh ケーソンの壁厚 t 偏心量 d	±100 −50 −50 −100 −20 300以内	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽ 根入長 偏心量 d	±100 設計値以上 300以内	基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-9	基準高▽ 根入長 偏心量 d	±100 設計値以上 300以内	基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）（コンクリートブロック張り）	基準高▽ 法長ℓ ℓ<3m 法長ℓ ℓ≧3m 厚さ（ブロック積張） t_1 厚さ（裏込） t_2 延長L	±50 −50 −100 −50 −50 −200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部および下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-9	基準高▽ 法長ℓ ℓ<3m 法長ℓ ℓ≧3m 厚さ（ブロック積張） t_1 厚さ（裏込） t_2 延長L	±50 −50 −100 −50 −50 −200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部および下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	基準高▽ 法長ℓ 延長 L_1，L_2	±50 −100 −200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	L_1 L_2	3-2-5-3	基準高▽ 法長ℓ 延長 L_1，L_2	±50 −100 −200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	L_1 L_2	3-2-5-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	基準高▽ 幅w 延長L	±50 −100 −200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	w 間詰かご w 連結ブロック	3-2-5-3	基準高▽ 幅w 延長L	±50 −100 −200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	w 間詰かご w 連結ブロック	3-2-5-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高▽ 法長ℓ ℓ<3m 法長ℓ ℓ≧3m 厚さ（ブロック） t_1 厚さ（裏込） t_2 延長L	±50 −50 −100 −50 −50 −200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部および下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	基準高▽ 法長ℓ ℓ<3m 法長ℓ ℓ≧3m 厚さ（ブロック） t_1 厚さ（裏込） t_2 延長L	±50 −50 −100 −50 −50 −200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部および下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高▽ 法長ℓ ℓ<3m 法長ℓ ℓ≧3m 厚さ（ブロック） t_1 厚さ（裏込） t_2 延長L	±50 −50 −100 −50 −50 −200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部および下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	基準高▽ 法長ℓ ℓ<3m 法長ℓ ℓ≧3m 厚さ（ブロック） t_1 厚さ（裏込） t_2 延長L	±50 −50 −100 −50 −50 −200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部および下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	−20 ～ +50	標準重ね幅100㎜に対し、１施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4	シートの重ね幅	−20 ～ +50	標準重ね幅100㎜に対し、１施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	個々の測定値（X）：中規模以上／小規模以下 10個の測定値の平均（X_{10}）：中規模以上／小規模以下 ※面管理の場合は測定値の平均 基準高▽：±40／±50／—／— 厚さ：−45／−45／−15／−15 幅：−50／−50／—／—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	個々の測定値（X）：中規模以上／小規模以下 10個の測定値の平均（X_{10}）：中規模以上／小規模以下 ※面管理の場合は測定値の平均 基準高▽：±40／±50／—／— 厚さ：−45／−45／−15／−15 幅：−50／−50／—／—	基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工（下層路盤工） （面管理の場合）	個々の測定値（X）：中規模以上／小規模以下 10個の測定値の平均（X_{10}）：中規模以上／小規模以下 ※面管理の場合は測定値の平均 基準高▽：±90／±90／+40 −15／+50 −15 厚さあるいは標高較差：±90／±90／+40 −15／+50 −15		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	個々の測定値（X）：中規模以上／小規模以下 10個の測定値の平均（X_{10}）：中規模以上／小規模以下 ※面管理の場合は測定値の平均 基準高▽：±90／±90／+40 −15／+50 −15 厚さあるいは標高較差：±90／±90／+40 −15／+50 −15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm） 個々の測定値（X） 中規模以上	小規模以下	10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm） 個々の測定値（X） 中規模以上	小規模以下	10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工						幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7													
						厚さ	−25	−30	−8	−10				厚さ	−25	−30	−8	−10			
						幅	−50	−50	—	—				幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）						１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7										１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10				厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工						幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7										幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚さ	−25	−30	−8	−10				厚さ	−25	−30	−8	−10			
						幅	−50	−50	—	—				幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工 （面管理の場合）						１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7										１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10				厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）						幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7										幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚さ	−15	−20	−5	−7				厚さ	−15	−20	−5	−7			
						幅	−50	−50	—	—				幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）						１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7										１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7				厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工 （基層工）						幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7										幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
						厚さ	−9	−12	−3	−4				厚さ	−9	−12	−3	−4			
						幅	−25	−25	—	—				幅	−25	−25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）						１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使	3-2-6-7										１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4				厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4			

出来形管理基準

（令和６年４月版）

（令和８年４月版）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（mm） 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値（mm） 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値（mm） 10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値（mm） 10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工（表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 長読式（足付き）（σ）1.75mm以下				
3	土木工事共通編	2 一般施工	6	12	アスファルト舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−17	−20	−2	−3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 長読式（足付き）（σ）1.75mm以下				
3	土木工事共通編	2 一般施工	6	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
3	土木工事共通編	2 一般施工	6	2	半たわみ性舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度としてｔ10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			
3	土木工事共通編	2 一般施工	6	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			
3	土木工事共通編	2 一般施工	6	4	半たわみ性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度としてｔ10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
3	土木工事共通編	2 一般施工	6	5	半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			
3	土木工事共通編	2 一般施工	6	6	半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度としてｔ10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（mm） 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値（mm） 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値（mm） 10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値（mm） 10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	8	7	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）						幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						厚さ	−15	−20	−5	−7			
						幅	−50	−50	—	—			
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	8	8	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）						１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてｴ10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7			
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工（基層工）						幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						厚さ	−9	−12	−3	−4			
						幅	−25	−25	—	—			
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工（基層工） （面管理の場合）						１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてｴ4㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4			
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工（表層工）						幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						厚さ	−7	−9	−2	−3			
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下 長読式（足付き） （σ）1.75㎜以下				
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工（表層工） （面管理の場合）						１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてｴ4㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下 長読式（足付き） （σ）1.75㎜以下				
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工（下層路盤工）						基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						基準高▽	±40	±50	—	—			
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工（下層路盤工） （面管理の場合）						１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてｴ10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			

（令和６年４月版）

（令和８年４月版）

出来形管理基準

出来形管理基準	（令和６年４月版）	（令和８年４月版）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（mm） 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値（mm） 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値（mm） 10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値（mm） 10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工						幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚さ	−25	−30	−8	−10			
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）						１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工						幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚さ	−25	−30	−8	−10			
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工 （面管理の場合）						１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	7	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）						幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚さ	−15	−20	−5	−7			
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工 （上層路盤工） （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）						１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 （基層工）						幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚さ	−9	−12	−3	−4			
						幅	−25	−25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）						１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4			

出来形管理基準

（令和６年４月版）

（令和８年４月版）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（mm）				測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値（mm）				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均						個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	11 排水性舗装工（表層工）						幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9							工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚さ	−7	−9	−2	−3				厚さ	−7	−9	−2	−3			
						幅	−25	−25	—	—				幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 長読式（足付き）（σ）1.75mm以下					平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 長読式（足付き）（σ）1.75mm以下				
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	12 排水性舗装工（表層工） （面管理の場合）						１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9							１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてｔ±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3				厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 長読式（足付き）（σ）1.75mm以下					平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 長読式（足付き）（σ）1.75mm以下				
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1 透水性舗装工（路盤工）		個々の測定値（X）		測定値の平均		基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10		個々の測定値（X）		測定値の平均	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
							中規模以上	小規模以下	中規模以上						中規模以上	小規模以下	中規模以上				
						基準高▽	±50		—					基準高▽	±50		—				
						厚さ	t＜15cm	−30	−10					厚さ	t＜15cm	−30	−10				
							t≧15cm	−45	−15						t≧15cm	−45	−15				
						幅	−100		—					幅	−100		—				
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2 透水性舗装工（路盤工） （面管理の場合）		個々の測定値（X）		測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10		個々の測定値（X）		測定値の平均	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてｔ±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							中規模以上	小規模以下	中規模以上						中規模以上	小規模以下	中規模以上				
						基準高▽	t＜15cm	+90 −70	+50 −10					基準高▽	t＜15cm	+90 −70	+50 −10				
							t≧15cm	±90	+50 −15						t≧15cm	±90	+50 −15				
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	+90 −70	+50 −10					厚さあるいは標高較差	t＜15cm	+90 −70	+50 −10				
							t≧15cm	±90	+50 −15						t≧15cm	±90	+50 −15				
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3 透水性舗装工（表層工）		個々の測定値（X）		測定値の平均		幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10		個々の測定値（X）		測定値の平均	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
							中規模以上	小規模以下	中規模以上						中規模以上	小規模以下	中規模以上				
						厚さ	−9		−3					厚さ	−9		−3				
						幅	−25		—					幅	−25		—				
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4 透水性舗装工（表層工） （面管理の場合）		個々の測定値（X）		測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10		個々の測定値（X）		測定値の平均	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてｔ±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
							中規模以上	小規模以下	中規模以上						中規模以上	小規模以下	中規模以上				
						厚さあるいは標高較差	−20		−3					厚さあるいは標高較差	−20		−3				
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1 ゲースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）		個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11		個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
						厚さ	−15	−20	−5	−7				厚さ	−15	−20	−5	−7			
						幅	−50	−50	—	—				幅	−50	−50	—	—			
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2 ゲースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）		個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてｔ±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11		個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてｔ±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
						厚さあるいは標高較差	−36	−45	−5	−7				厚さあるいは標高較差	−36	−45	−5	−7			

出来形管理基準

（令和６年４月版）

（令和８年４月版）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（mm）				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工（基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	−25	−25	—	—			
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工（表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 長続式（足付き）（σ）1.75mm以下			
3	2	6	11	6	グースアスファルト舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 長続式（足付き）（σ）1.75mm以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−50		—				
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準

（令和６年４月版）

（令和８年４月版）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（mm）				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工（セメント（石炭・灰）安定処理工）	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは，1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは，表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは，個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに，10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−50		—				
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工（セメント（石炭・灰）安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは，1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは，表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚さ	−9	−12	−3		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは，1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは，表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは，個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに，10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−25		—				
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−27	−3		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ4㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは，1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは，表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	厚さ	−10		−3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200ｍ毎に水糸またはレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に１ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200ｍ毎に水糸またはレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上鉄筋の基準高を測定し、測定打設後に各車線200ｍ毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは，１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは，表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは，個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに，10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	−25		—				
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ）3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線および端部で測定。		
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−22		-3.5		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ4㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは，１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは，表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ）3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線および端部で測定。		
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは，１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは，表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは，個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）下層路盤工（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度としてエ10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは，１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは，表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版）測定項目	規格値（mm） 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版）測定項目	規格値（mm） 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	厚さ	−25	−30	−8	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	−50		—					幅	−50		—				
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	厚さ	−25	−30	−8	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−50		—					幅	−50		—				
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層	厚さ	−9	−12	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	厚さ	−9	−12	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−25		—					幅	−25		—				
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−27	−3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	厚さあるいは標高較差	−20	−27	−3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	厚さ	−15	−4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	厚さ	−15	−4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	−35		—					幅	−35		—				
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下。					平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下。			
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線および端部で測定。			目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線および端部で測定。		
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−32	−4.5		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	厚さあるいは標高較差	−32	−4.5		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下。					平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下。			
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線および端部で測定。			目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線および端部で測定。		

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（mm） 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）						基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						基準高▽	±40	±50	—				
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工						幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
						厚さ	−25	−30	−8				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工						幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						厚さ	−25	−30	−8				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）						幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
						厚さ	−15	−20	−5				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工（基層工）						幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
						厚さ	−9	−12	−3				
						幅	−25		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工（下層路盤工）						基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						基準高▽	±40	±50	—				
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工						幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-14
						厚さ	−25	−30	−8				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工						幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						厚さ	−25	−30	−8				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）						幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	−15	−20	−5				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工（基層工）						幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	−9	−12	−3				
						幅	−25		—				

（令和６年４月版）

（令和８年４月版）

測定項目	規格値（mm） 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
					基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
基準高▽	±40	±50	—				
厚さ	−45		−15				
幅	−50		—				
					幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
厚さ	−25	−30	−8				
幅	−50		—				
					幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
厚さ	−25	−30	−8				
幅	−50		—				
					幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
厚さ	−15	−20	−5				
幅	−50		—				
					幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
厚さ	−9	−12	−3				
幅	−25		—				
					基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
基準高▽	±40	±50	—				
厚さ	−45		−15				
幅	−50		—				
					幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-14
厚さ	−25	−30	−8				
幅	−50		—				
					幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
厚さ	−25	−30	−8				
幅	−50		—				
					幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
厚さ	−15	−20	−5				
幅	−50		—				
					幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
厚さ	−9	−12	−3				
幅	−25		—				

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm） 個々の測定値（X）	規格値（mm） 測定値の平均（X'）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm） 個々の測定値（X）	規格値（mm） 測定値の平均（X'）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工				厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。 延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	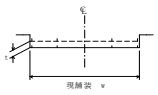	3-2-6-15		個々の測定値（X）	測定値の平均（X'）	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。 延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	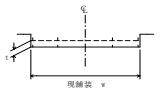	3-2-6-15
						厚さｔ	−7	−2				厚さｔ	−7	−2			
						幅w	−25	—				幅w	−25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さｔのみ		個々の測定値（X）	測定値の平均（X'）	１．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。	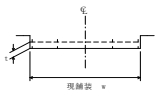	3-2-6-15		個々の測定値（X）	測定値の平均（X'）	１．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。	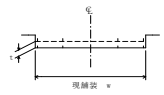	3-2-6-15
						厚さｔ （標高較差）	−17 (17) （面管理としての緩和）	−2 (2)				厚さｔ （標高較差）	−17 (17) （面管理としての緩和）	−2 (2)			
						幅w	−25	—				幅w	−25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工		個々の測定値（X）	測定値の平均（X'）	各層毎１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	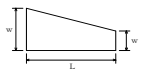	3-2-6-16		個々の測定値（X）	測定値の平均（X'）	各層毎１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	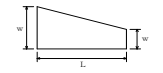	3-2-6-16
						路盤工 幅w	−50					路盤工 幅w	−50				
						路盤工 延長L	−100					路盤工 延長L	−100				
						路盤工 厚さｔ	該当工種					路盤工 厚さｔ	該当工種				
						舗設工 幅w	−25					舗設工 幅w	−25				
						舗設工 延長L	−100					舗設工 延長L	−100				
						舗設工 厚さｔ	該当工種					舗設工 厚さｔ	該当工種				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工		個々の測定値（X）	測定値の平均（X'）	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	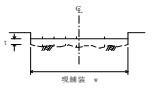	3-2-6-17		個々の測定値（X）	測定値の平均（X'）	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	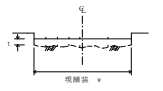	3-2-6-17
						厚さｔ	−9					厚さｔ	−9				
						幅w	−25					幅w	−25				
						延長L	−100					延長L	−100				
						平坦性	—	3m/ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				平坦性	—	3m/ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 （面管理の場合）		個々の測定値（X）	測定値の平均（X'）	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17		個々の測定値（X）	測定値の平均（X'）	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						厚さあるいは標高較差	−20	−3				厚さあるいは標高較差	−20	−3			
						平坦性	—	3m/ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				平坦性	—	3m/ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50		延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線および端部で測定。 厚さは中心線および端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。	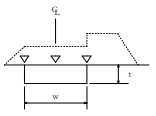	3-2-7-2	基準高▽	±50		延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線および端部で測定。 厚さは中心線および端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。	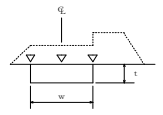	3-2-7-2
						施工厚さｔ	−50					施工厚さｔ	−50				
						幅w	−100					幅w	−100				
						延長L	−200					延長L	−200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高▽	±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線および端部で測定。	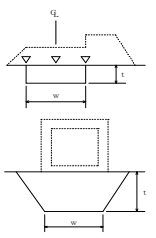	3-2-7-3	基準高▽	±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線および端部で測定。	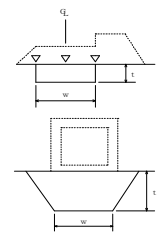	3-2-7-3
						置換厚さｔ	−50					置換厚さｔ	−50				
						幅w	−100					幅w	−100				
						延長L	−200					延長L	−200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高▽	特記仕様書に明示		施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	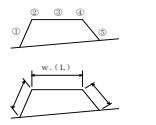	3-2-7-4	基準高▽	特記仕様書に明示		施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	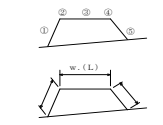	3-2-7-4
						法長ℓ	−500					法長ℓ	−500				
						天端幅w	−300		w.（L）は施工延長40mにつき１ヶ所、80m以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （L）はセンターラインおよび表裏法肩で行う。			天端幅w	−300		w.（L）は施工延長40mにつき１ヶ所、80m以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （L）はセンターラインおよび表裏法肩で行う。		
						天端延長L	−500					天端延長L	−500				
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ICT施工の場合）	基準高▽	特記仕様書に明示		施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	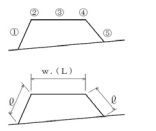	3-2-7-4	基準高▽	特記仕様書に明示		施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	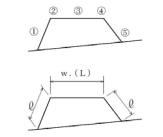	3-2-7-4
						法長ℓ	−500					法長ℓ	−500				
						天端幅w	−300		「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）			天端幅w	−300		「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
						天端延長L	−500					天端延長L	−500				
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高▽	±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 厚さは中心線および両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	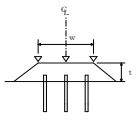	3-2-7-5	基準高▽	±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 厚さは中心線および両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	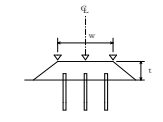	3-2-7-5
						厚さｔ	−50					厚さｔ	−50				
						幅w	−100					幅w	−100				
						延長L	−200					延長L	−200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さｔ	−50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 厚さは中心線および両端で掘り起こして測定。	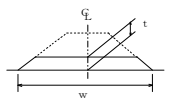	3-2-7-6	施工厚さｔ	−50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 厚さは中心線および両端で掘り起こして測定。	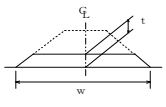	3-2-7-6
						幅w	−100					幅w	−100				
						延長L	−200					延長L	−200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位置・間隔w	±100		100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。１ヶ所に４本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	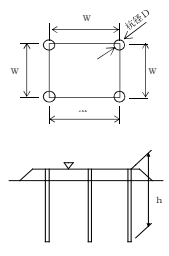	3-2-7-7 3-2-7-8	位置・間隔w	±100		100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。１ヶ所に４本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	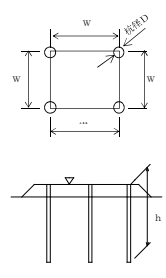	3-2-7-7 3-2-7-8
						杭径D	設計値以上					杭径D	設計値以上				
						打込長さh	設計値以上		全本数			打込長さh	設計値以上		全本数		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—		全本数 計器管理にかえることができる。			サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—		全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
									※余長は、適用除外						※余長は、適用除外		

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （セメントミルク撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高▽	－50	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。 １ヶ所に４本測定。	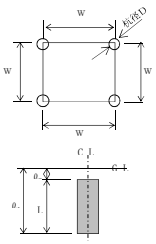	3-2-7-9	基準高▽	－50	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。 １ヶ所に４本測定。	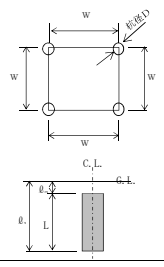	3-2-7-9
						位置・間隔w	D／4以内				位置・間隔w	D／4以内			
						杭径D	設計値以上				杭径D	設計値以上			
						深度L	設計値以上	全本数 L＝ℓ1－ℓ2 ℓ1は改良体先端深度 ℓ2は改良端天端深度			深度L	設計値以上	全本数 L＝ℓ1－ℓ2 ℓ1は改良体先端深度 ℓ2は改良端天端深度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（第８編 固結工（スラリー撹拌工）・パーチカルドレーン工編）による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	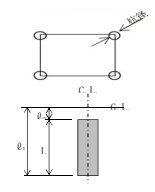	3-2-7-9	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	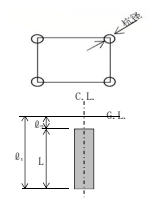	3-2-7-9
						位置	D／8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）			位置	D／8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径　D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）			杭径　D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長　L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）			改良長　L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3につき1ヶ所、または工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m3以下、または施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。	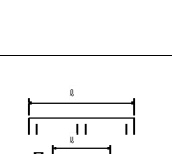	3-2-7-9	基準高▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3につき1ヶ所、または工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m3以下、または施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。	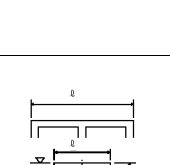	3-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上				施工厚さ t	設計値以上			
						幅w	設計値以上				幅w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上				延長 L	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基準高▽	±100	基準高は施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所。延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-5	基準高▽	±100	基準高は施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所。延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-5
						根入長	設計値以上				根入長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数 （任意仮設は除く）	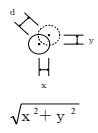	3-2-10-5	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数 （任意仮設は除く）	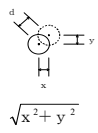	3-2-10-5
						配置誤差 d	100				配置誤差 d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	法長ℓ	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	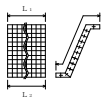	3-2-10-5	法長ℓ	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	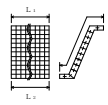	3-2-10-5
						延長 L1 L2	－200	１施工箇所毎			延長 L1 L2	－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 （締切盛土）	基準高▽	－50	施工延長50mにつき１ヶ所。 延長50m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 （任意仮設は除く）	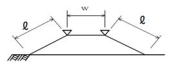	3-2-10-5	基準高▽	－50	施工延長50mにつき１ヶ所。 延長50m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 （任意仮設は除く）	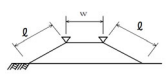	3-2-10-5
						天端幅 w	－100				天端幅 w	－100			
						法長ℓ	－100				法長ℓ	－100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 （中詰盛土）	基準高▽	－50	施工延長50mにつき１ヶ所。 延長50m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 （任意仮設は除く）		3-2-10-5	基準高▽	－50	施工延長50mにつき１ヶ所。 延長50m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 （任意仮設は除く）		3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 （壁式）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所。延長40ｍ（または50ｍ）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20ｍ（測点間隔25ｍの場合は25ｍ）につき１ヶ所。延長20ｍ（または25ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	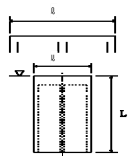	3-2-10-9	基準高▽	±50	基準高は施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所。延長40ｍ（または50ｍ）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20ｍ（測点間隔25ｍの場合は25ｍ）につき１ヶ所。延長20ｍ（または25ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	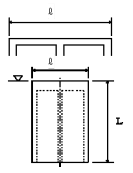	3-2-10-9
						連壁の長さℓ	－50				連壁の長さℓ	－50			
						変位	300				変位	300			
						壁体長 L	－200				壁体長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工 （柱列式）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所。延長40ｍ（または50ｍ）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20ｍ（測点間隔25ｍの場合は25ｍ）につき１ヶ所。延長20ｍ（または25ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	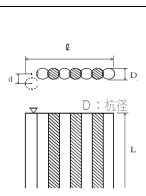	3-2-10-9	基準高▽	±50	基準高は施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所。延長40ｍ（または50ｍ）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20ｍ（測点間隔25ｍの場合は25ｍ）につき１ヶ所。延長20ｍ（または25ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	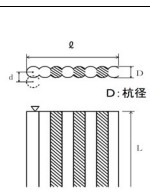	3-2-10-9
						連壁の長さℓ	－50				連壁の長さℓ	－50			
						変位 d	D／4以内				変位 d	D／4以内			
						壁体長 L	－200				壁体長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 （金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	＋2 －0		3-2-12-1	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	＋2 －0		3-2-12-1
							中心距離	ボスの突起を基準にした孔位置のずれ				中心距離	ボスの突起を基準にした孔位置のずれ		
								≦1000mm	1以下				≦1000mm	1以下	
								ボスの突起を基準にした孔位置のずれ					ボスの突起を基準にした孔位置のずれ		
								＞1000mm	1.5以下				＞1000mm	1.5以下	
						アンカーバー用孔（鋳放し）アンカーボルト	ドリル加工孔	≦100mm	＋3 －1			アンカーバー用孔（鋳放し）アンカーボルト	ドリル加工孔	≦100mm	＋3 －1		
								＞100mm	＋4 －2					＞100mm	＋4 －2		
							孔の中心距離 ※1		JIS B 0403-1995 CT13				孔の中心距離 ※1		JIS B 0403-1995 CT13		
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1			センターボス	ボスの直径		＋0 －1		
							ボスの高さ		＋1 －0				ボスの高さ		＋1 －0		
						ボス※5	ボスの直径		＋0 －1			ボス※5	ボスの直径		＋0 －1		
							ボスの高さ		＋1 －1				ボスの高さ		＋1 －1		

製品全数を測定。
※1）ガス切断寸法を準用する
※2）片面のみの削り加工の場合も含む。
※3）ソールプレートの接触面の橋軸および橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。
※4）全移動量分の遊間が確保されているのかをする。
※5）組立て後に測定

（次頁に続く）

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（mm）（令和６年４月版）	測定基準（令和６年４月版）	測定箇所（令和６年４月版）	摘要（令和６年４月版）	測定項目		規格値（mm）（令和８年４月版）	測定基準（令和８年４月版）	測定箇所（令和８年４月版）	摘要（令和８年４月版）
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上沓の橋軸および橋軸直角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1）ガス切断寸法を準用する ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ソールプレートの接触面の橋軸および橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5）組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1	上沓の橋軸および橋軸直角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1）ガス切断寸法を準用する ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ソールプレートの接触面の橋軸および橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5）組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1
						全移動量ℓ※4	ℓ≦300mm	±2				全移動量ℓ※4	ℓ≦300mm	±2			
							ℓ＞300mm	±ℓ／100					ℓ＞300mm	±ℓ／100			
						組立高さH	上，下面加工仕上げ	±3				組立高さH	上，下面加工仕上げ	±3			
							コンクリート構造用 H≦300mm	±3					コンクリート構造用 H≦300mm	±3			
							コンクリート構造用 H＞300mm	（H／200＋3）小数点以下切り捨て					コンクリート構造用 H＞300mm	（H／200＋3）小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法※2），※3）	JIS B 0403-1995 CT14				普通寸法	鋳放し長さ寸法※2），※3）	JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法※2）	JIS B 0403-1995 CT15					鋳放し肉厚寸法※2）	JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級					削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級					ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w 長さL 直径D	w，L，D≦500	0～＋5	製品全数を測定。 平面度：１個のゴム支承の厚さ（ｔ）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	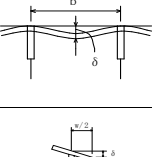	3-2-12-1	幅w 長さL 直径D	w，L，D≦500	0～＋5	製品全数を測定。 平面度：１個のゴム支承の厚さ（ｔ）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	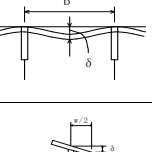	3-2-12-1
							500＜w，L，D≦1500mm	0～＋1%					500＜w，L，D≦1500mm	0～＋1%			
							1500＜w，L，D	0～＋15					1500＜w，L，D	0～＋15			
						厚さt	t≦20mm	±0.5				厚さt	t≦20mm	±0.5			
							20＜t≦160	±2.5%					20＜t≦160	±2.5%			
							160＜t	±4					160＜t	±4			
						相対誤差	w，L，D≦1000mm	1				相対誤差	w，L，D≦1000mm	1			
							1000mm＜w，L，D	（w，L，D）／1000					1000mm＜w，L，D	（w，L，D）／1000			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3・・・ℓ≦10 ±4・・・ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定		3-2-12-1	部材	部材長ℓ（m）	±3・・・ℓ≦10 ±4・・・ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定		3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h（m）		±2・・・h≦0.5 ±3・・・0.5＜h≦1.0 ±4・・・1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	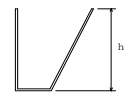	3-2-12-1	刃口高さ h（m）		±2・・・h≦0.5 ±3・・・0.5＜h≦1.0 ±4・・・1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	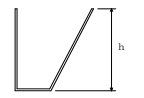	3-2-12-1
						外周長L（m）		±（10＋L／10）				外周長L（m）		±（10＋L／10）			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	フランジ幅w（m） 腹板高h（m） 腹板間隔b′（m）		±2……w≦0.5 ±3……0.5＜w≦1.0 ±4……1.0＜w≦2.0 ±（3+w/2）……2.0＜w	鋼桁等 / トラス・アーチ等 主桁・主構 各支点および各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の挙行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	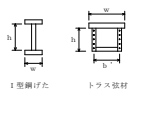	3-2-12-2 ※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値のh，b，w，ℓに代入する数値はmm単位の数値とする。	仮組立精度	フランジ幅w（m） 腹板高h（m） 腹板間隔b′（m）	±2……w≦0.5 ±3……0.5＜w≦1.0 ±4……1.0＜w≦2.0 ±（3+w/2）……2.0＜w	鋼桁等 / トラス・アーチ等 主桁・主構 各支点および各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の挙行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	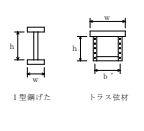	3-2-12-3
							板の平面度δ（mm） 鋼桁およびトラス等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点および各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板またはリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）				板の平面度δ（mm） 鋼桁およびトラス等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点および各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板またはリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		
							板の平面度δ（mm） 箱桁およびトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150					板の平面度δ（mm） 箱桁およびトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
							フランジの直角度δ（mm）	w／200		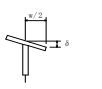			フランジの直角度δ（mm）	w／200			
							部材長ℓ（m） 鋼桁	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。				部材長ℓ（m） 鋼桁	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。		
							部材長ℓ（m） トラス、アーチなど	±2……ℓ≦10 ±3……ℓ＞10					部材長ℓ（m） トラス、アーチなど	±2……ℓ≦10 ±3……ℓ＞10			
							圧縮材の曲がりδ（mm）	ℓ／1000	— 主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	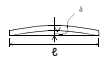			圧縮材の曲がりδ（mm）	ℓ／1000	— 主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	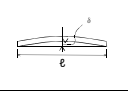	
													※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値のh，b，w，ℓに代入する数値はmm単位の数値とする。						
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長L（m） 支間長Ln（m）	±（10+L/10） ±（10+Ln/10）	鋼桁等 / トラス・アーチ等 各桁毎に全数測定。	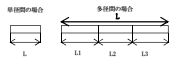	3-2-12-3 ※規格値のL，B，hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。	仮組立精度	全長L（m） 支間長Ln（m）	±（10+L/10） ±（10+Ln/10）	鋼桁等 / トラス・アーチ等 各桁毎に全数測定。		3-2-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B（m）	±4…… B≦2 ±（3+B/2）……B＞2	各支点および各支間中央付近を測定。	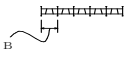			主桁、主構の中心間距離 B（m）	±4…… B≦2 ±（3+B/2）……B＞2	各支点および各支間中央付近を測定。	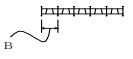	
							主桁の組立高さ h（m）	±5…… h≦5 ±（2.5+h/2）……h＞5	— / 両端部および中心部を測定。	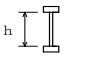			主桁の組立高さ h（m）	±5…… h≦5 ±（2.5+h/2）……h＞5	— / 両端部および中心部を測定。	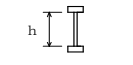	
							主桁、主構の通り δ（mm）	5+L/5……L≦100 25 …… L＞100	最も外側の主桁または主構について支点および支間中央の１点を測定。 L：測線上（m）	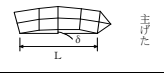			主桁、主構の通り δ（mm）	5+L/5……L≦100 25 …… L＞100	最も外側の主桁または主構について支点および支間中央の１点を測定。 L：測線上（m）	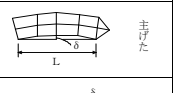	
							主桁、主構のそり δ（mm）	-5～+5…… L≦20 -5～+10…… 20＜L≦40 -5～+15…… 40＜L≦80 -5～+25……80＜L≦200	各主桁について10～12m間隔を測定。 L：主げたの支間長（m） / 各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）	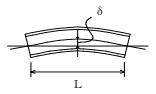			主桁、主構のそり δ（mm）	-5～+5…… L≦20 -5～+10…… 20＜L≦40 -5～+15…… 40＜L≦80 -5～+25……80＜L≦200	各主桁について10～12m間隔を測定。 L：主げたの支間長（m） / 各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）	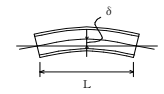	
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	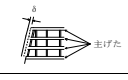			主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	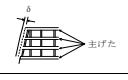	
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主げたの高さ（mm） / 支点および支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（mm）	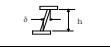			主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主げたの高さ（mm） / 支点および支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（mm）	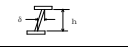	
							現場継手部のすき間 δ1，δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。δ1，δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）	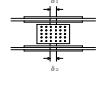			現場継手部のすき間 δ1，δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。δ1，δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）	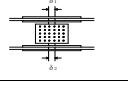	
													※規格値のL，B，hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。						

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目		規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
						（令和６年４月版）						（令和８年４月版）					
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工（仮組立検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅w（m） 腹板高h（m）	±2……　w≦0.5 ±3……　0.5＜w≦1.0 ±4……　1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2)……2.0＜w	主桁、主構 各支点および各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。	 Ｉ型鋼げた	3-2-12-3 ※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ」フランジの直角度δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はｍｍ単位の数値とする。	部材精度	フランジ幅w（m） 腹板高h（m）	±2……　w≦0.5 ±3……　0.5＜w≦1.0 ±4……　1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2)……2.0＜w	主桁、主構 各支点および各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。	 Ｉ型鋼げた	3-2-12-3
							板の平面度δ（mm）　鋼桁等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点および各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板またはリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）	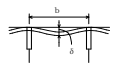			板の平面度δ（mm）　鋼桁等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点および各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板またはリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）	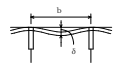	
							板の平面度δ（mm）　箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150					板の平面度δ（mm）　箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
							フランジの直角度δ（mm）	w／200					フランジの直角度δ（mm）	w／200			
							部材長ℓ（m）　鋼桁	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10	主要部材全数を測定。	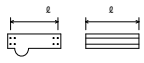			部材長ℓ（m）　鋼桁	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10	主要部材全数を測定。	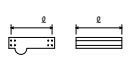	
													※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ」フランジの直角度δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はｍｍ単位の数値とする。				
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部材の水平度		10	全数を測定。	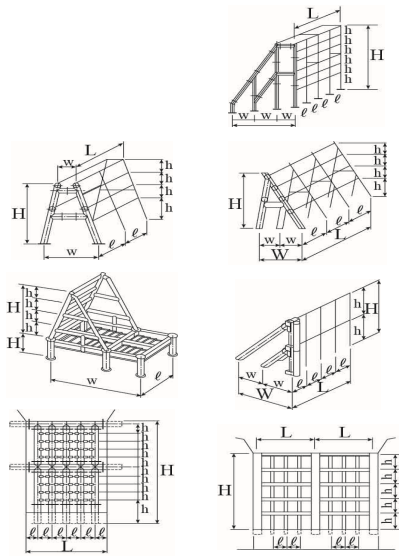	3-2-12-3	部材の水平度		10	全数を測定。	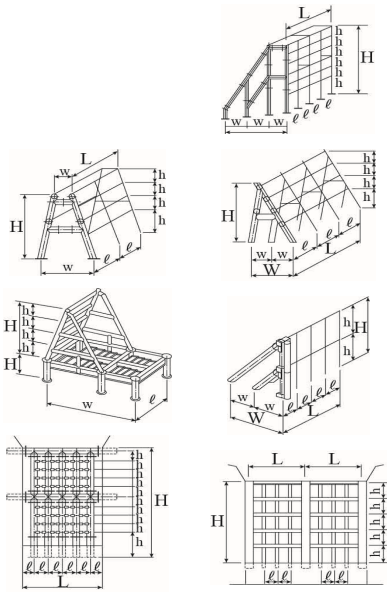	3-2-12-3
						堤長L		±30				堤長L		±30			
						堤長ℓ		±10				堤長ℓ		±10			
						堤幅W		±30				堤幅W		±30			
						堤幅w		±10				堤幅w		±10			
						高さH		±10				高さH		±10			
						ベースプレートの高さ		±10				ベースプレートの高さ		±10			
						本体の傾き		±H／500				本体の傾き		±H／500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））					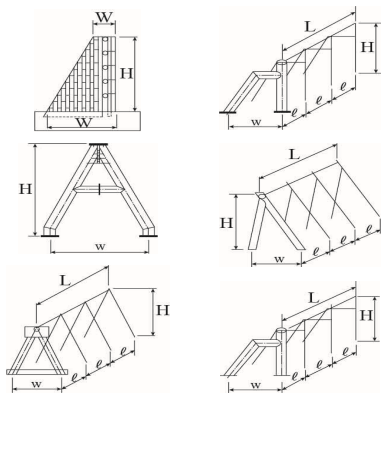	3-2-12-3					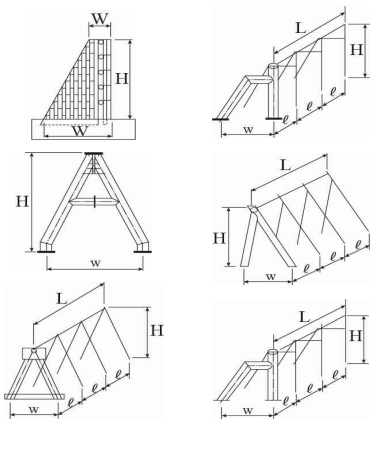	3-2-12-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	4	1	検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-4	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～＋30	製品全数を測定。		3-2-12-5	部材	部材長w（m）	0～＋30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ１（mm）	設計値 ±4	両端部および中央部付近を測定。	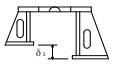 （実測値） δ２		仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ１（mm）	設計値 ±4	両端部および中央部付近を測定。	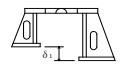 （実測値） δ２	
							フィンガーの食い違い δ２（mm）	±2					フィンガーの食い違い δ２（mm）	±2			

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目		規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目		規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-6	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-7	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ1（mm）	b／500	軸心上全数測定。		3-2-12-8	仮組立時	上面水平度 δ1（mm）	b／500	軸心上全数測定。		3-2-12-8
							鉛直度 δ2（mm）	h／500					鉛直度 δ2（mm）	h／500			
							高さh（mm）	±5					高さh（mm）	±5			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	各支点および各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	部材	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	各支点および各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部材	フランジの直角度 δ（mm）	w／200	各支点および各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	部材	フランジの直角度 δ（mm）	w／200	各支点および各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	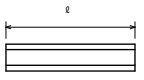	3-2-12-9
						仮組立時	主桁のそり δ	−5～＋5 …L≦20 −5～＋10 …20＜L≦40	各主桁について10～12m間隔を測定。	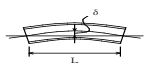	3-2-12-9	仮組立時	主桁のそり δ	−5～＋5 …L≦20 −5～＋10 …20＜L≦40	各主桁について10～12m間隔を測定。	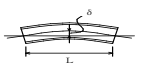	3-2-12-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-10	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	塗膜厚		a．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m2とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。		3-2-12-11	塗膜厚		a．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m2とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。		3-2-12-11
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）		全長L（m） 支間長Ln（m）	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。	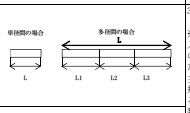	3-2-13-3～8 ※規格値のL、Biに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhiに代入する数値はmm単位の数値とする。 ※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		全長L（m） 支間長Ln（m）	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。	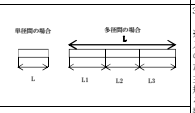	3-2-13-3～8 ※規格値のL、Biに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhiに代入する数値はmm単位の数値とする。 ※は仮組立検査を実施しない工事に適用。
							通りδ（mm）	±(10+2L/5)	L：主げた・主構の支間長(m)	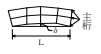			通りδ（mm）	±(10+2L/5)	L：主げた・主構の支間長(m)	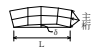	
							そりδ（mm）	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)	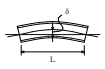			そりδ（mm）	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)	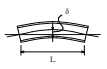	
							※主桁、主構の中心間距離B（m）	±4……B≦2 ±(3+B/2)……B＞2	各支点および各支間中央付近を測定。	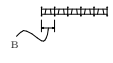			※主桁、主構の中心間距離B（m）	±4……B≦2 ±(3+B/2)……B＞2	各支点および各支間中央付近を測定。	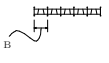	
							※主桁、主構の橋端における出入差δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	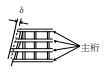			※主桁、主構の橋端における出入差δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	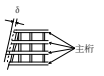	
							※主桁、主構の鉛直度δ（mm）	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)				※主桁、主構の鉛直度δ（mm）	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)		
							※現場継手部のすき間 δ1、δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の１/２を測定。 δ1，δ2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）	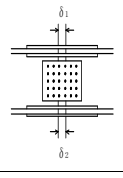			※現場継手部のすき間 δ1、δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の１/２を測定。 δ1，δ2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）	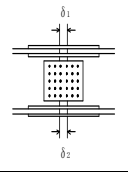	

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端および支間中央について各上下間を測定。			桁の中心間距離	—	一連毎の両端および支間中央について各上下間を測定。		
						そり	—	主桁を全数測定。			そり	—	主桁を全数測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長ℓ ℓ＜5m	－200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2	切土法長ℓ ℓ＜5m	－200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
						ℓ≧5m	法長の－4%				ℓ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長ℓ ℓ＜5m	－100				盛土法長ℓ ℓ＜5m	－100			
						ℓ≧5m	法長の－2%				ℓ≧5m	法長の－2%			
						延長L	－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			延長L	－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長ℓ ℓ＜5m	－200	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2	法長ℓ ℓ＜5m	－200	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
						ℓ≧5m	法長の－4%				ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さt t＜5cm	-10	施工面積200㎡につき１ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。			厚さt t＜5cm	-10	施工面積200㎡につき１ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
						t≧5cm	－20				t≧5cm	－20			
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長L	－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			延長L	－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長ℓ ℓ＜3m	－50	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	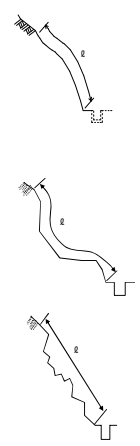	3-2-14-3	法長ℓ ℓ＜3m	－50	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	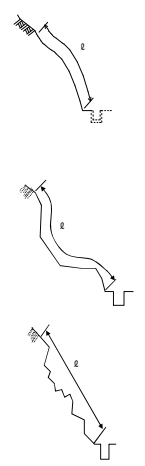	3-2-14-3
						ℓ≧3m	－100				ℓ≧3m	－100			
						厚さt t＜5cm	－10	200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。			厚さt t＜5cm	－10	200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。		
						t≧5cm	－20				t≧5cm	－20			
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上					ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長L	－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			延長L	－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長ℓ ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	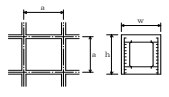	3-2-14-4 曲線部は設計図書による	法長ℓ ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	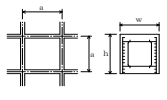	3-2-14-4 曲線部は設計図書による
						ℓ≧10m	－200				ℓ≧10m	－200			
						幅w	－30	枠延長100mにつき１ヶ所、枠延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。			幅w	－30	枠延長100mにつき１ヶ所、枠延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高さh	－30				高さh	－30			
						枠中心間隔a	±100				枠中心間隔a	±100			
						延長L	－200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。			延長L	－200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長ℓ ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-14-4	法長ℓ ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-14-4
						ℓ≧10m	－200				ℓ≧10m	－200			
						延長L	－200	１施工箇所毎			延長L	－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さℓ	設計値以上	全数（任意仮設は除く）	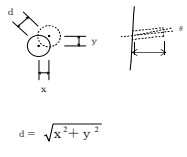	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する	削孔深さℓ	設計値以上	全数（任意仮設は除く）	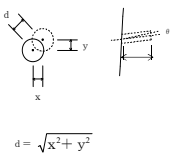	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差d	100				配置誤差d	100			
						せん孔方向θ	±2.5度				せん孔方向θ	±2.5度			

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版）測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版）測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		（一般事項） 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	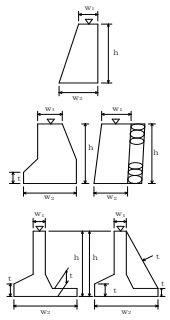	3-2-15-1	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	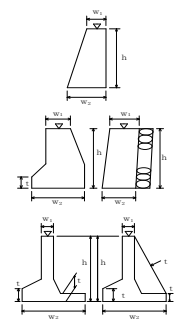	3-2-15-1
						厚さ t	−20				厚さ t	−20			
						裏込厚さ	−50				裏込厚さ	−50			
						幅 w_1，w_2	−30				幅 w_1，w_2	−30			
						高さ h：h＜3m	−50				高さ h：h＜3m	−50			
						高さ h：h≧3m	−100				高さ h：h≧3m	−100			
						延長 L	−200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			延長 L	−200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	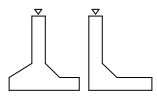	3-2-15-2	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	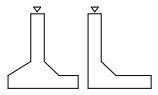	3-2-15-2
						延長 L	−200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			延長 L	−200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	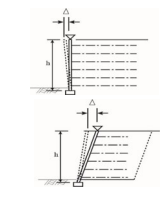	3-2-15-3	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	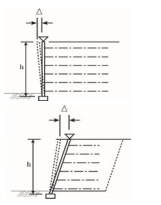	3-2-15-3
						高さ h：h＜3m	−50				高さ h：h＜3m	−50			
						高さ h：h≧3m	−100				高さ h：h≧3m	−100			
						鉛直度△	±0.03hかつ±300以内				鉛直度△	±0.03hかつ±300以内			
						控え長さ（補強材の設計長）	設計値以上				控え長さ（補強材の設計長）	設計値以上			
						延長 L	−200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施することができる。			延長 L	−200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施することができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	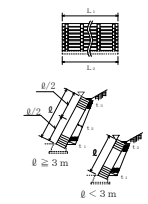		基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	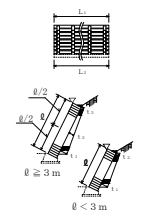	
						法長 ℓ：ℓ＜3m	−50				法長 ℓ：ℓ＜3m	−50			
						法長 ℓ：ℓ≧3m	−100				法長 ℓ：ℓ≧3m	−100			
						厚さ t_1，t_2，t_3	−50				厚さ t_1，t_2，t_3	−50			
						延 長 L_1，L_2	−200	1施工箇所毎			延 長 L_1，L_2	−200	1施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高▽：電気船 200ps	−800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	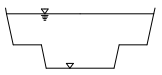	3-2-16-3	基準高▽：電気船 200ps	−800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	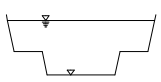	3-2-16-3
						基準高▽：電気船 500ps	−1000～＋200				基準高▽：電気船 500ps	−1000～＋200			
						基準高▽：電気船 1000ps	−1200～＋200				基準高▽：電気船 1000ps	−1200～＋200			
						基準高▽：ディーゼル船 250ps	−800～＋200				基準高▽：ディーゼル船 250ps	−800～＋200			
						基準高▽：ディーゼル船 420ps 600ps	−1000～＋200				基準高▽：ディーゼル船 420ps 600ps	−1000～＋200			
						基準高▽：ディーゼル船 1350ps	−1200～＋200				基準高▽：ディーゼル船 1350ps	−1200～＋200			
						幅	−200				幅	−200			
						延長	−200				延長	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 （グラブ船） （バックホウ浚渫船）	基準高▽	＋200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	基準高▽	＋200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
						幅	−200				幅	−200			
						延長	−200				延長	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）		平均値：個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。		3-2-16-3		平均値：個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。		3-2-16-3
						標高較差	±0以下：+400以下				標高較差	±0以下：+400以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で、１箇所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに１ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2	基準高▽	±20	基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で、１箇所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに１ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）	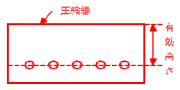	3-2-18-2
						幅w	0～＋30				幅w	0～＋30			
						厚さ t	−10～＋20				厚さ t	−10～＋20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	１径間当たり３断面（両端および中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所とする。			鉄筋のかぶり	設計値以上	１径間当たり３断面（両端および中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10				鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20	１径間当たり３ヶ所（両端および中央）測定。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２mの範囲を測定。			鉄筋間隔	±20	１径間当たり３ヶ所（両端および中央）測定。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２mの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅w	－30	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	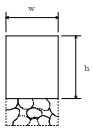	6-1-7-4	幅w	－30	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	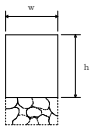	6-1-7-4
						高さh	－30				高さh	－30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 木制工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	１組毎	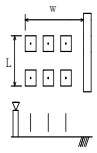	6-1-10-8	基準高▽	±50	１組毎	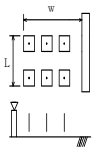	6-1-10-8
						幅w	±300				幅w	±300			
						方向	±7°				方向	±7°			
						延長L	－200				延長L	－200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	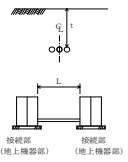	6-1-13-3	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	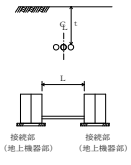	6-1-13-3
						延長L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】			延長L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	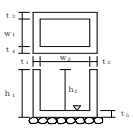	6-1-13-4	基 準 高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	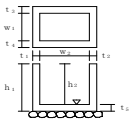	6-1-13-4
						※厚さ t_1～t_5	－20				※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1, w_2	－30				※幅 w_1, w_2	－30			
						※高さ h_1, h_2	－30				※高さ h_1, h_2	－30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	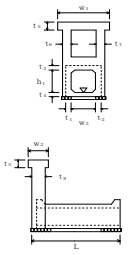	6-3-5-6	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	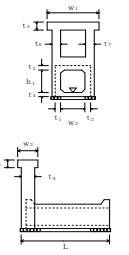	6-3-5-6
						厚さ t_1～t_8	－20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所および図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。			厚さ t_1～t_8	－20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所および図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1, w_2	－30				幅 w_1, w_2	－30			
						内空幅 w_3	－30				内空幅 w_3	－30			
						内空高 h_1	±30				内空高 h_1	±30			
						延長L	－200				延長L	－200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （PC管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		6-3-5-6	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		6-3-5-6
						延長L	－200	１施工箇所毎			延長L	－200	１施工箇所毎		
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。	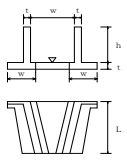	6-3-5-7 6-3-5-8	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。	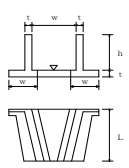	6-3-5-7 6-3-5-8
						厚さt	－20				厚さt	－20			
						幅w	－30				幅w	－30			
						高さh	±30				高さh	±30			
						延長L	－50				延長L	－50			
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚さt	－20				厚さt	－20			
						幅w	－30				幅w	－30			
						高さh	±30				高さh	±30			
						延長L	－50				延長L	－50			
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		開門工 土砂吐工水門	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-6-13 6-5-6-14	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚さt	－20				厚さt	－20			
						幅w	－30				幅w	－30			
						高さh	±30				高さh	±30			
						延長L	－50				延長L	－50			
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所および構造図の寸法表示箇所で測定。	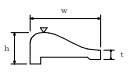	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所および構造図の寸法表示箇所で測定。	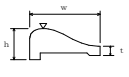	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚さt	－20				厚さt	－20			
						幅w	－30				幅w	－30			
						高さh	±30				高さh	±30			
						堰長L L＜20m	－50				堰長L L＜20m	－50			
						堰長L L≧20m	－100				堰長L L≧20m	－100			
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	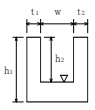	6-5-8-3	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	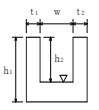	6-5-8-3
						厚さ t_1, t_2	－20				厚さ t_1, t_2	－20			
						幅w	－30				幅w	－30			
						高さ h_1, h_2	－30				高さ h_1, h_2	－30			
						延長L	－200				延長L	－200			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	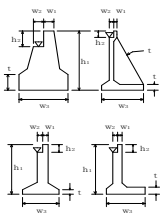	6-5-9-2	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	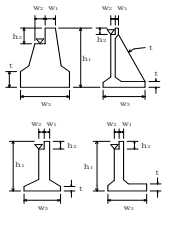	6-5-9-2
						厚さt	－20				厚さt	－20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）	－10				天端幅 w_1（橋軸方向）	－10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）	－10				天端幅 w_2（橋軸方向）	－10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）	－50				敷幅 w_3（橋軸方向）	－50			
						高さ h_1	－50				高さ h_1	－50			
						胸壁の高さ h_2	－30				胸壁の高さ h_2	－30			
						天端長 ℓ_1	－50				天端長 ℓ_1	－50			
						敷長 ℓ_2	－50				敷長 ℓ_2	－50			
						胸壁間距離 ℓ	±30				胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長および中心線の変化	±50				支点長および中心線の変化	±50			

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	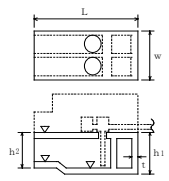	6-6-4-6	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	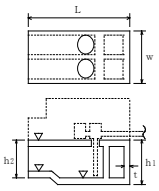	6-6-4-6
						厚さ t	－20				厚さ t	－20			
						幅 w	－30				幅 w	－30			
						高さ h_1，h_2	±30				高さ h_1，h_2	±30			
						延長 L	－50				延長 L	－50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	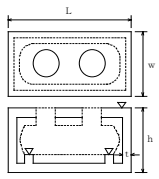	6-6-4-7	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	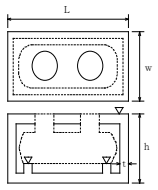	6-6-4-7
						厚さ t	－20				厚さ t	－20			
						幅 w	－30				幅 w	－30			
						高さ h	±30				高さ h	±30			
						延長 L	－50				延長 L	－50			
6 河川編	6 排水機場	4 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	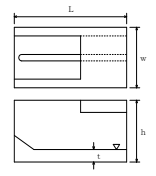	6-6-5-7	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	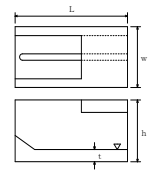	6-6-5-7
						厚さ t	－20				厚さ t	－20			
						幅 w	－30				幅 w	－30			
						高さ h	±30				高さ h	±30			
						延長 L	－50				延長 L	－50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。	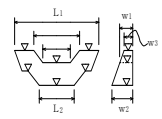	6-7-4-6	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。	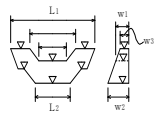	6-7-4-6
						天端幅 w_1	－30				天端幅 w_1	－30			
						堤幅 w_2	－30				堤幅 w_2	－30			
						堤長 L_1，L_2	－100				堤長 L_1，L_2	－100			
						水通し幅 ℓ_1，ℓ_2	±50				水通し幅 ℓ_1，ℓ_2	±50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地およびその中間点で測定。	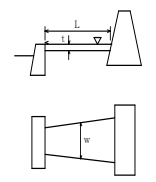	6-7-4-8	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地およびその中間点で測定。	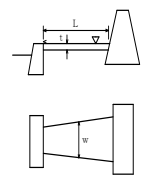	6-7-4-8
						厚さ t	－30				厚さ t	－30			
						幅 w	－100				幅 w	－100			
						延長 L	－100				延長 L	－100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床止め工	6		側壁工	基準高▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点およびジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。	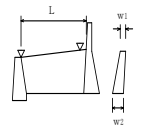	6-7-5-6	基準高▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点およびジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。	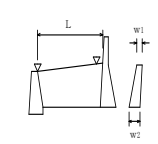	6-7-5-6
						天端幅 w_1	－30				天端幅 w_1	－30			
						堤幅 w_2	－30				堤幅 w_2	－30			
						長さ L	－100				長さ L	－100			
6 河川編 10 道路編	8 河川維持 14 道路維持	4 除草工 22 除草工	2 1		堤防除草工 道路除草工	展開図	設計値以上	測点は、施工延長１ｋｍにつき１ヶ所、１ｋｍ未満のものは200mにつき１ヶ所とする。		6-8-4-2 10-14-22-1	展開図	設計値以上	測点は、施工延長１ｋｍにつき１ヶ所、１ｋｍ未満のものは200mにつき１ヶ所とする。		6-8-4-2 10-14-22-1
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	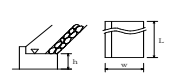	7-1-5-5	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	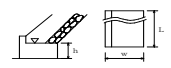	7-1-5-5
						幅 w	－30				幅 w	－30			
						高さ h	－30				高さ h	－30			
						延長 L	－200				延長 L	－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	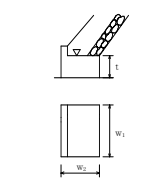	7-1-5-6	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	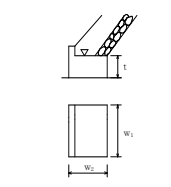	7-1-5-6
						ブロック厚 t	－20				ブロック厚 t	－20			
						ブロック縦幅 w_1	－20				ブロック縦幅 w_1	－20			
						ブロック横幅 w_2	－20				ブロック横幅 w_2	－20			
						延長 L	－200				延長 L	－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	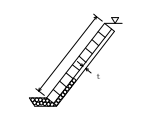	7-1-6-4	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	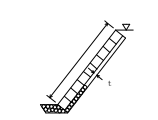	7-1-6-4
						法長 ℓ	ℓ＜5m	－100			法長 ℓ	ℓ＜5m	－100		
							ℓ≧5m	ℓ×（－2%）				ℓ≧5m	ℓ×（－2%）		
						厚さ t		－50			厚さ t		－50		
						延長 L		－200			延長 L		－200		
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	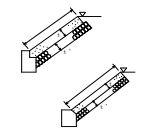	7-1-6-5	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	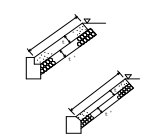	7-1-6-5
						法長 ℓ	ℓ＜3m	－50			法長 ℓ	ℓ＜3m	－50		
							ℓ≧3m	－100				ℓ≧3m	－100		
						厚さ t	t ＜100	－20			厚さ t	t ＜100	－20		
							t ≧100	－30				t ≧100	－30		
						裏込材厚 t’		－50			裏込材厚 t’		－50		
						延長 L		－200			延長 L		－200		
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	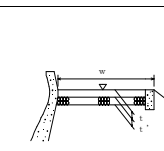	7-1-8-2	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	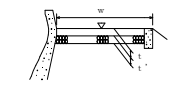	7-1-8-2
						幅 w	－50				幅 w	－50			
						厚さ t	－10				厚さ t	－10			
						基礎厚 t’	－45				基礎厚 t’	－45			
						延長 L	－200				延長 L	－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	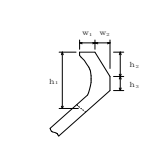	7-1-9-3	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	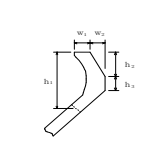	7-1-9-3
						幅 w_1，w_2	－30				幅 w_1，w_2	－30			
						高さ h＜3m h_1，h_2，h_3	－50				高さ h＜3m h_1，h_2，h_3	－50			
						高さ h≧3m h_1，h_2，h_3	－100				高さ h≧3m h_1，h_2，h_3	－100			
						延長 L	－200				延長 L	－200			

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽ 本均し	±50	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	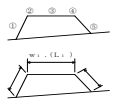	7-2-4-4	基準高▽ 本均し	±50	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	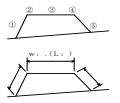	7-2-4-4
						表面均し	±100				表面均し	±100			
						荒均し 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500				荒均し 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
						荒均し 異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300				荒均し 異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						被覆均し 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500				被覆均し 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
						被覆均し 異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300				被覆均し 異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長ℓ	−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターラインおよび表裏法肩。			法長ℓ	−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターラインおよび表裏法肩。		
						天端幅w_1	−100				天端幅w_1	−100			
						天端延長L_1	−200				天端延長L_1	−200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅w	−300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	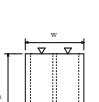	7-2-4-5	幅w	−300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		7-2-4-5
						延長L	−500				延長L	−500			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤基礎工	2		捨石工	基準高▽ 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	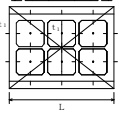	7-2-5-2	基準高▽ 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	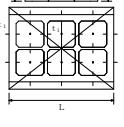	7-2-5-2
						基準高▽ 異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300				基準高▽ 異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長ℓ	−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターラインおよび表裏法肩。			法長ℓ	−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターラインおよび表裏法肩。		
						天端幅w_1	−100				天端幅w_1	−100			
						天端延長L_1	−200				天端延長L_1	−200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤基礎工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽ （層積）ブロック規格26ｔ未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5	基準高▽ （層積）ブロック規格26ｔ未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5
						基準高▽ （層積）ブロック規格26ｔ以上	±500				基準高▽ （層積）ブロック規格26ｔ以上	±500			
						基準高▽ （乱積）	±ブロックの高さの1／2				基準高▽ （乱積）	±ブロックの高さの1／2			
						天端幅w	−ブロックの高さの1／2				天端幅w	−ブロックの高さの1／2			
						天端延長L	−ブロックの高さの1／2				天端延長L	−ブロックの高さの1／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤基礎工	9		石枠工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	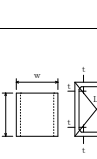	7-2-5-9	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	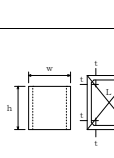	7-2-5-9
						厚さｔ	−50				厚さｔ	−50			
						高さh h＜3m	−50				高さh h＜3m	−50			
						高さh h≧3m	−100				高さh h≧3m	−100			
						延長L	−200	１施工箇所毎			延長L	−200	１施工箇所毎		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤基礎工	10		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	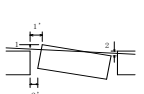	7-2-5-10	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	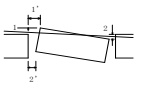	7-2-5-10
						幅w	−30				幅w	−30			
						高さh	−30				高さh	−30			
						延長L	−200				延長L	−200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤基礎工	11	1	ケーソン工（ケーソン工製作）	バラストの基準高▽ 砕石、砂	±100	各室中央部１ヶ所	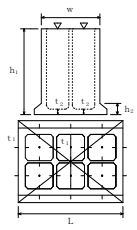	7-2-5-11	バラストの基準高▽ 砕石、砂	±100	各室中央部１ヶ所	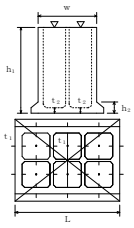	7-2-5-11
						バラストの基準高▽ コンクリート	±50				バラストの基準高▽ コンクリート	±50			
						壁厚t_1	±10	底版完成時、各壁１ヶ所			壁厚t_1	±10	底版完成時、各壁１ヶ所		
						幅w	＋30，−10	各層完成時に中央部および底版と天端は両端			幅w	＋30，−10	各層完成時に中央部および底版と天端は両端		
						高さh_1	＋30，−10	完成時、四隅			高さh_1	＋30，−10	完成時、四隅		
						長さL	＋30，−10	各層完成時に中央部および底版と天端は両端			長さL	＋30，−10	各層完成時に中央部および底版と天端は両端		
						底版厚さt_2	＋30，−10	底版完成時、各室中央部１ヶ所			底版厚さt_2	＋30，−10	底版完成時、各室中央部１ヶ所		
						フーチング高さh_2	＋30，−10	底版完成時、四隅			フーチング高さh_2	＋30，−10	底版完成時、四隅		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤基礎工	11	2	ケーソン工（ケーソン工製作）	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000ｔ未満 ±100	据付完了後、両端２ヶ所	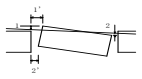	7-2-5-11	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000ｔ未満 ±100	据付完了後、両端２ヶ所	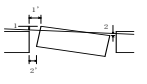	7-2-5-11
							ケーソン重量2000ｔ以上 ±150					ケーソン重量2000ｔ以上 ±150			
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000ｔ未満 100以下	据付完了後、天端２ヶ所			据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000ｔ未満 100以下	据付完了後、天端２ヶ所		
							ケーソン重量2000ｔ以上 200以下					ケーソン重量2000ｔ以上 200以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤基礎工	11	3	ケーソン工（突堤上部工）場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	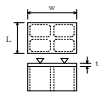	7-2-5-11	基準高▽ 陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	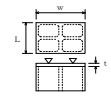	7-2-5-11
						基準高▽ 水中	±50				基準高▽ 水中	±50			
						厚さｔ	±30				厚さｔ	±30			
						幅w	±30				幅w	±30			
						長さL	±30				長さL	±30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤基礎工	12	1	セルラー工（セルラー工製作）	壁厚ｔ	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12	壁厚ｔ	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
						幅w	＋20，−10				幅w	＋20，−10			
						高さh	＋20，−10				高さh	＋20，−10			
						長さL	＋20，−10				長さL	＋20，−10			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤基礎工	12	2	セルラー工（セルラー工据付）	法線に対する出入1、2	±50	据付後ブロック１個に２ヶ所（各段毎）		7-2-5-12	法線に対する出入1、2	±50	据付後ブロック１個に２ヶ所（各段毎）		7-2-5-12
						隣接ブロックとの間隔1'、2'	50以下				隣接ブロックとの間隔1'、2'	50以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤基礎工	12	3	セルラー工（突堤上部工）場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	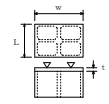	7-2-5-12	基準高▽ 陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	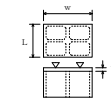	7-2-5-12
						基準高▽ 水中	±50				基準高▽ 水中	±50			
						厚さｔ	±30				厚さｔ	±30			
						幅w	±30				幅w	±30			
						長さL	±30				長さL	±30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	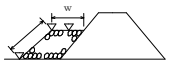	7-2-6-2	基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	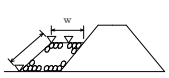	7-2-6-2
						基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面(乱積）以外の高さ	±300				基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面(乱積）以外の高さ	±300			
						法長ℓ	−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターラインおよび表裏法肩			法長ℓ	−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターラインおよび表裏法肩		
						天端幅w	−100				天端幅w	−100			
						天端延長L	−200				天端延長L	−200			

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固ブロック工	基準高▽ 層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	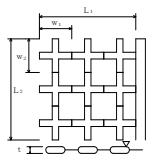	7-2-6-3	基準高▽ 層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	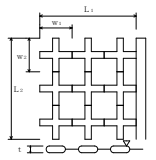	7-2-6-3
						基準高▽ 乱積	±t／2				基準高▽ 乱積	±t／2			
						厚さt	−20	幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。			厚さt	−20	幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。		
						幅 w1 w2 層積	−20				幅 w1 w2 層積	−20			
						幅 w1 w2 乱積	−t／2				幅 w1 w2 乱積	−t／2			
						延長 L1 L2 層積	−200	１施工箇所毎			延長 L1 L2 層積	−200	１施工箇所毎		
						延長 L1 L2 乱積	−t／2				延長 L1 L2 乱積	−t／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽ 層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	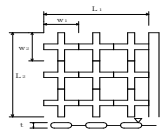	7-2-7-3	基準高▽ 層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	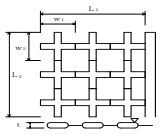	7-2-7-3
						基準高▽ 乱積	±t／2				基準高▽ 乱積	±t／2			
						厚さt	−20	幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。			厚さt	−20	幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。		
						幅 w1 w2	−20				幅 w1 w2	−20			
						延長 L1 L2	−200				延長 L1 L2	−200			
7 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 突堤基礎工	3		捨石工	基準高▽ 本均し	±50	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	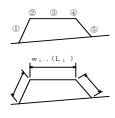	7-3-3-3	基準高▽ 本均し	±50	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	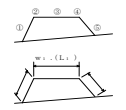	7-3-3-3
						基準高▽ 荒均し 異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500				基準高▽ 荒均し 異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500			
						基準高▽ 荒均し 異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300				基準高▽ 荒均し 異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300			
						基準高▽ 被覆均し 異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500				基準高▽ 被覆均し 異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500			
						基準高▽ 被覆均し 異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300				基準高▽ 被覆均し 異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300			
						法長ℓ	−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターラインおよび表裏法肩。			法長ℓ	−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターラインおよび表裏法肩。		
						天端幅w1	−100				天端幅w1	−100			
						天端延長L1	−200				天端延長L1	−200			
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-4	部材 部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-4
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	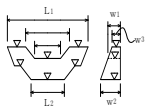	8-1-8-4	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	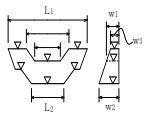	8-1-8-4
						天端部w1，w3 堤幅w2	−30				天端部w1，w3 堤幅w2	−30			
						水通しの幅ℓ1，ℓ2	±50				水通しの幅ℓ1，ℓ2	±50			
						堤長L1，L2	−100				堤長L1，L2	−100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	１．図面の寸法表示箇所を測定。 ２．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点およびジョイント毎に測定。 ３．長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。	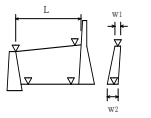	8-1-8-6	基準高▽	±30	１．図面の寸法表示箇所を測定。 ２．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点およびジョイント毎に測定。 ３．長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	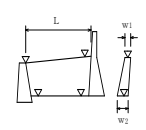	8-1-8-6
						幅w1，w2	−30				幅w1，w2	−30			
						長さL	−100				長さL	−100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地およびその中間点で測定。	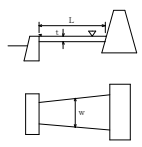	8-1-8-8	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地およびその中間点で測定。	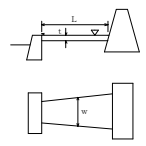	8-1-8-8
						幅w	−100				幅w	−100			
						厚さt	−30				厚さt	−30			
						延長L	−100				延長L	−100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工（不透過型）	水通し部 堤高▽	±50	１．図面の表示箇所で測定する。 ２．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	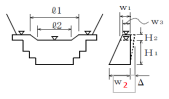	8-1-9-5	水通し部 堤高▽	±50	１．図面の表示箇所で測定する。 ２．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	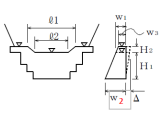	8-1-9-5
						水通し部 長さ ℓ1，ℓ2	±100				水通し部 長さ ℓ1，ℓ2	±100			
						水通し部 幅w1，w3	±50				水通し部 幅w1，w3	±50			
						水通し部 下流側倒れ△	±0.02H1				水通し部 下流側倒れ△	±0.02H1			
						袖部 袖高▽	±50				袖部 袖高▽	±50			
						袖部 幅w2	±50				袖部 幅w2	±50			
						袖部 下流側倒れ△	±0.02H2				袖部 下流側倒れ△	±0.02H2			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工（透過型）	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。	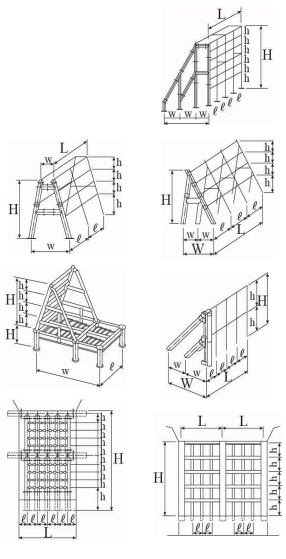	8-1-9-5	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。	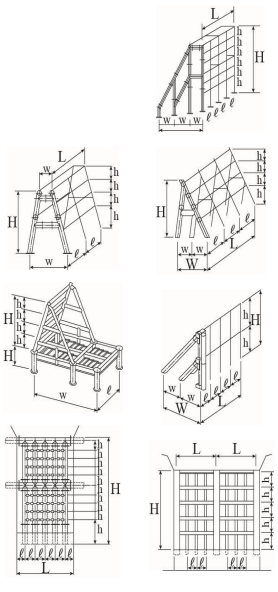	8-1-9-5
						堤長ℓ	±10				堤長ℓ	±10			
						堤幅W	±30				堤幅W	±30			
						堤幅w	±10				堤幅w	±10			
						高さH	±10				高さH	±10			
						高さh	±10				高さh	±10			

次頁に続く

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工（透過型）			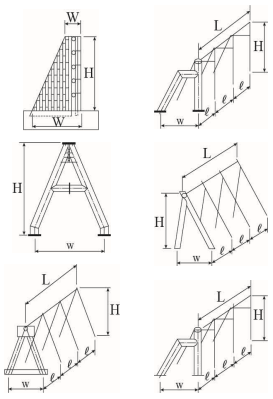		8-1-9-5			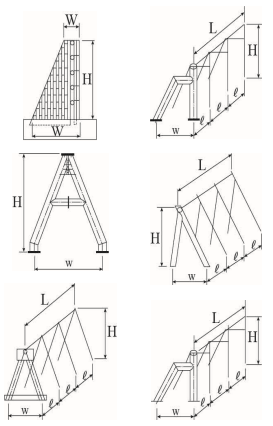		8-1-9-5
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高▽ 長さL 幅w_1，w_2 下流側倒れ△ 高さh：h＜3m 高さh：h≧3m	±50 ±100 ±50 ±0.02H −50 −100	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	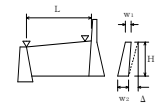	8-1-9-6	堤高▽ 長さL 幅w_1，w_2 下流側倒れ△ 高さh：h＜3m 高さh：h≧3m	±50 ±100 ±50 ±0.02H −50 −100	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	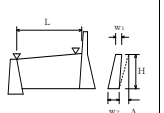	8-1-9-6
8 砂防編	2 渓流保全工	5 床固め工	8		魚道工	基準高▽ 幅w 高さh_1，h_2 厚さt_1，t_2 延長L	±30 −30 −30 −20 −200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8	基準高▽ 幅w 高さh_1，h_2 厚さt_1，t_2 延長L	±30 −30 −30 −20 −200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高▽ 厚さt_1，t_2 幅w 幅w_1，w_2 高さh_1，h_2 深さh_3 延長L	±30 −20 −30 −50 −30 −30 −200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	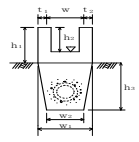	8-3-6-4	基準高▽ 厚さt_1，t_2 幅w 幅w_1，w_2 高さh_1，h_2 深さh_3 延長L	±30 −20 −30 −50 −30 −30 −200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	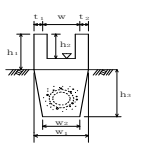	8-3-6-4
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さℓ 配置誤差d せん孔方向θ	設計値以上 100 ±2.5度	全数	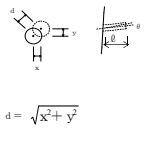 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	8-3-7-4	削孔深さℓ 配置誤差d せん孔方向θ	設計値以上 100 ±2.5度	全数	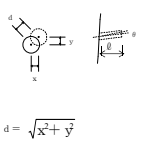 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	8-3-7-4
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高▽ 偏心量d 長さL 巻立て幅w 巻立て厚さt	±50 150 −100 −50 −30	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	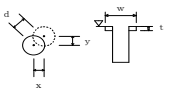 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	8-3-7-5	基準高▽ 偏心量d 長さL 巻立て幅w 巻立て厚さt	±50 150 −100 −50 −30	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	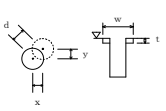 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	8-3-7-5
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高▽ 偏心量d	±50 D／4以内かつ100以内	全数測定。		8-3-9-6	基準高▽ 偏心量d	±50 D／4以内かつ100以内	全数測定。		8-3-9-6
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（本体）	天端高▽ 天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	±20 ±20 ±30 ±50 −30，＋50 −100	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3． ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	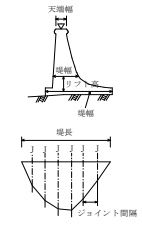 Ｊ：ジョイント	9-1-4	天端高▽ 天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	±20 ±20 ±30 ±50 −30，＋50 −100	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3． ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	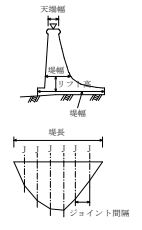 Ｊ：ジョイント	9-1-4
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（水叩）	天端高▽ ジョイント間隔 幅 長さ	±20 ±30 ±40 −100，＋60	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	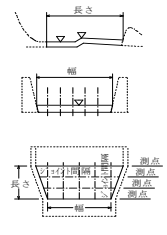	9-1-4	天端高▽ ジョイント間隔 幅 長さ	±20 ±30 ±40 −100，＋60	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	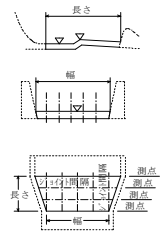	9-1-4

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（副ダム）	天端高▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて３リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、３リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	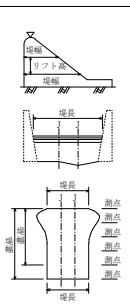	9-1-4	天端高▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて３リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、３リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	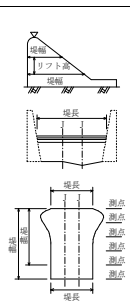	9-1-4
						ジョイント間隔	±30				ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50				リフト高	±50			
						堤幅	−30，＋50				堤幅	−30，＋50			
						堤長	±40				堤長	±40			
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（導流壁）	天端高▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて３リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。	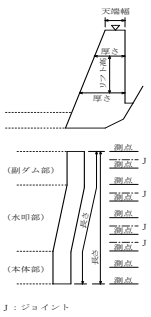	9-1-4	天端高▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて３リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。	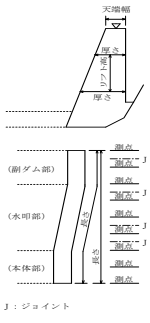	9-1-4
						ジョイント間隔	±20				ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50				リフト高	±50			
						長さ	±100				長さ	±100			
						厚さ	±20				厚さ	±20			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について５層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合	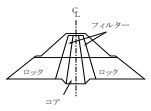	9-2-4-5	基準高▽	設計値以上	各測点について５層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合	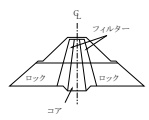	9-2-4-5
						外側境界線	−0，＋500				外側境界線	−0，＋500			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高▽	−0	各測点について５層毎に測定。		9-2-4-6	基準高▽	−0	各測点について５層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	−0，＋1000				外側境界線	−0，＋1000			
						盛立幅	−0，＋1000				盛立幅	−0，＋1000			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高▽	−100	各測点について盛立５m毎に測定。		9-2-4-7	基準高▽	−100	各測点について盛立５m毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	−0，＋2000				外側境界線	−0，＋2000			
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム（洪水吐）	基準高▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．１回／１施工箇所	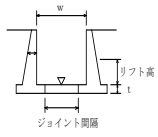	9-2	基準高▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．１回／１施工箇所	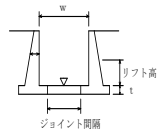	9-2
						ジョイント間隔	±30				ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20				厚さ t	±20			
						幅w	±40				幅w	±40			
						リフト高さ	±20				リフト高さ	±20			
						長さL	±100				長さL	±100			
9 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深度L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。	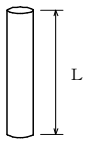	9-3-3	深度L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
						配置誤差	100				配置誤差	100			

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作	2		遮音壁支柱製作工	部材 部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-1-3-2	部材 部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-1-3-2
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		現場打函渠工	基準高▽	±30	両端、施工継手および図面の寸法表示箇所で測定。	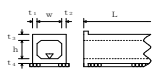	10-1-9-6	基準高▽	±30	両端、施工継手および図面の寸法表示箇所で測定。	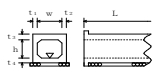	10-1-9-6
						厚さ t_1～t_4	−20				厚さ t_1～t_4	−20			
						幅（内法）w	−30				幅（内法）w	−30			
						高さh	±30				高さh	±30			
						延長L L＜20m	−50				延長L L＜20m	−50			
						延長L L≧20m	−100				延長L L≧20m	−100			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅w	−200	1施工箇所毎		10-1-11-4	幅w	−200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		10-1-11-4
						延長L	−200				延長L	−200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	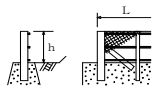	10-1-11-5	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	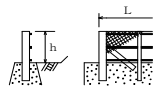	10-1-11-5
						延長L	−200	1施工箇所毎			延長L	−200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	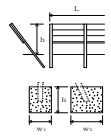	10-1-11-6	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	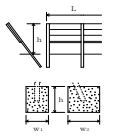	10-1-11-6
						延長L	−200	1施工箇所毎			延長L	−200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎 幅w_1，w_2	−30	基礎１基毎			基礎 幅w_1，w_2	−30	基礎１基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						基礎 高さh	−30				基礎 高さh	−30			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	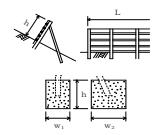	10-1-11-7	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	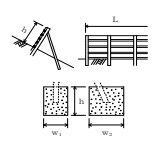	10-1-11-7
						延長L	−200	1施工箇所毎			延長L	−200	1施工箇所毎		
						基礎 幅w_1，w_2	−30	基礎１基毎			基礎 幅w_1，w_2	−30	基礎１基毎		
						基礎 高さh	−30				基礎 高さh	−30			
						アンカー長ℓ 打込みℓ	−10%	全数			アンカー長ℓ 打込みℓ	−10%	全数		
						アンカー長ℓ 埋込みℓ	−5%				アンカー長ℓ 埋込みℓ	−5%			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅w	−30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4	幅w	−30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4
						高さh	−30				高さh	−30			
						延長L	−200	1施工箇所毎			延長L	−200	1施工箇所毎		
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱 間隔w1，w2	±15	施工延長５スパンにつき１ヶ所	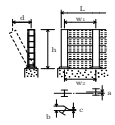	10-1-12-5	支柱 間隔w1，w2	±15	施工延長５スパンにつき１ヶ所	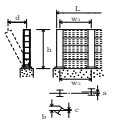	10-1-12-5
						支柱 ずれa	10				支柱 ずれa	10			
						支柱 ねじれb－c	5				支柱 ねじれb－c	5			
						支柱 倒れd	h×0.5%				支柱 倒れd	h×0.5%			
						高さh	＋30，−20				高さh	＋30，−20			
						延長L	−200	1施工箇所毎			延長L	−200	1施工箇所毎		
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4	基準高▽	±50	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
							個々の測定値（X）	10個の測定値の平均値（X_{10}）				個々の測定値（X）	10個の測定値の平均値（X_{10}）		
							中規模以上 / 小規模以下	中規模以上				中規模以上 / 小規模以下	中規模以上		
						厚さ t＜15cm	−30	−10			厚さ t＜15cm	−30	−10		
						厚さ t≧15cm	−45	−15			厚さ t≧15cm	−45	−15		
						幅	−100	—			幅	−100	—		
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	−9	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-4	厚さ	−9	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-4
							個々の測定値（X）	10個の測定値の平均値（X_{10}）				個々の測定値（X）	10個の測定値の平均値（X_{10}）		
							中規模以上 / 小規模以下	中規模以上				中規模以上 / 小規模以下	中規模以上		
						厚さ	−9	−3			厚さ	−9	−3		
						幅	−25	—			幅	−25	—		
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長L	−200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			延長L	−200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 路掛版工	4		路掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	1ヶ所／1路掛版		10-2-7-4	基準高	±20	1ヶ所／1路掛版		10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	1ヶ所／1路掛版			各部の厚さ	±20	1ヶ所／1路掛版		
						各部の長さ	±30	1ヶ所／1路掛版			各部の長さ	±30	1ヶ所／1路掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数			各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—				厚さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数			中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数			アンカー長	±20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅w_1，w_2	−30	基礎一基毎	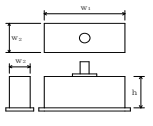	10-2-9-4	幅w_1，w_2	−30	基礎一基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	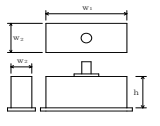	10-2-9-4
						高さh	−30				高さh	−30			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さH	設計値以上	1ヶ所／1基	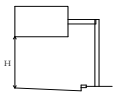	10-2-9-4	設置高さH	設計値以上	1ヶ所／1基 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	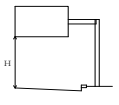	10-2-9-4

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属物施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部間毎に１ヶ所	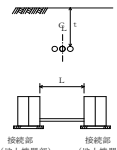	10-2-12-5	埋設深 t	0～＋50	接続部間毎に１ヶ所	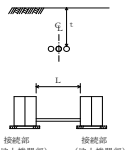	10-2-12-5
						延長 L	－200	接続部間毎で全数			延長 L	－200	接続部間毎で全数		
10 道路編	2 舗装	12 道路付属物施設工	5	2	ケーブル配管工（ハンドホール）	基準高▽	±30	１ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	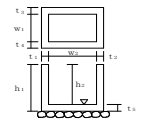	10-2-12-5	基準高▽	±30	１ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	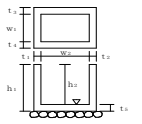	10-2-12-5
						※厚さ t_1～t_5	－20				※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30				※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30				※高さ h_1，h_2	－30			
10 道路編	2 舗装	12 道路付属物施設工	6		照明工（照明柱基礎工）	幅 w	－30	１ヶ所／１施工箇所	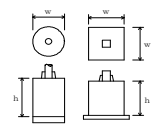	10-2-12-6	幅 w	－30	１ヶ所／１施工箇所	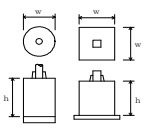	10-2-12-6
						高さ h	－30				高さ h	－30			
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材 ベースプレート 脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。	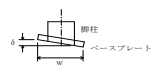	10-3-3-3	部材 ベースプレート 脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。	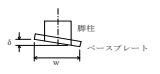	10-3-3-3
						部材 ベースプレート 孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3	部材 ベースプレート 孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3
						部材 ベースプレート 孔の径 d	0～5	全数を測定。			部材 ベースプレート 孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮組立時 柱の中心間隔、対角長 L（m）	±5…　L≦10m ±10…10＜L≦20m ±(10+(L-20)/10)…20m＜L	両端部および片持ばり部を測定。	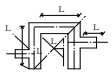	10-3-3-3	仮組立時 柱の中心間隔、対角長 L（m）	±5…　L≦10m ±10…10＜L≦20m ±(10+(L-20)/10)…20m＜L	両端部および片持ばり部を測定。	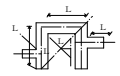	10-3-3-3
						仮組立時 はりのキャンバーおよび柱の曲がり δ（mm）	L/1000	各主構の各格点を測定。	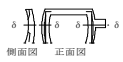	10-3-3-3	仮組立時 はりのキャンバーおよび柱の曲がり δ（mm）	L/1000	各主構の各格点を測定。	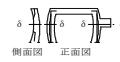	10-3-3-3
						仮組立時 柱の鉛直度 δ（mm）	10…H≦10 H…H＞10	各柱および片持ばり部を測定。 H：高さ（m）		10-3-3-3	仮組立時 柱の鉛直度 δ（mm）	10…H≦10 H…H＞10	各柱および片持ばり部を測定。 H：高さ（m）		10-3-3-3
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	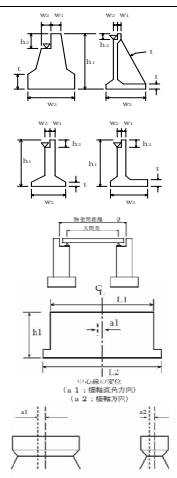	10-3-6-8	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	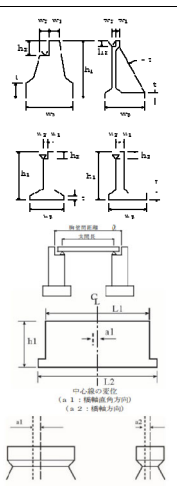	10-3-6-8
						厚さ t	－20				厚さ t	－20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）	－10				天端幅 w_1（橋軸方向）	－10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）	－10				天端幅 w_2（橋軸方向）	－10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）	－50				敷幅 w_3（橋軸方向）	－50			
						高さ h_1	－50				高さ h_1	－50			
						胸壁の高さ h_2	－30				胸壁の高さ h_2	－30			
						天端長 ℓ_1	－50				天端長 ℓ_1	－50			
						敷長 ℓ_2	－50				敷長 ℓ_2	－50			
						胸壁間距離 ℓ	±30				胸壁間距離 ℓ	±30			
						支間長および中心線の変位	±50				支間長および中心線の変位	±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 計画高	+10～−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	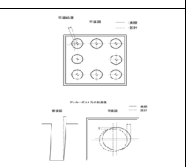	10-3-6-8	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 計画高	+10～−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	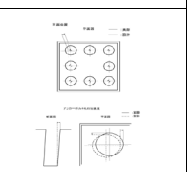	10-3-6-8
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 平面位置	±20				支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 平面位置	±20			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下				支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工（張出式）（重力式）（半重力式）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	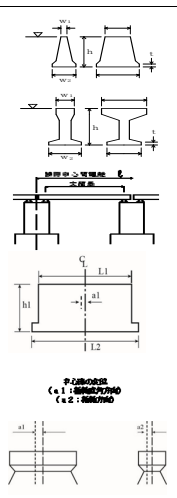	10-3-7-9	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	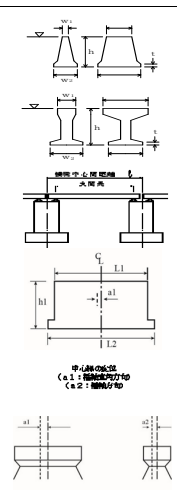	10-3-7-9
						厚さ t	−20				厚さ t	−20			
						天端幅 w1（橋軸方向）	−20				天端幅 w1（橋軸方向）	−20			
						敷幅 w2（橋軸方向）	−50				敷幅 w2（橋軸方向）	−50			
						高さ h	−50				高さ h	−50			
						天端長 ℓ_1	−50				天端長 ℓ_1	−50			
						敷長 ℓ_2	−50				敷長 ℓ_2	−50			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長および中心線の変位	±50				支間長および中心線の変位	±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 計画高	+10～−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	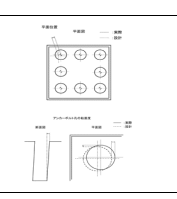	10-3-7-9	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 計画高	+10～−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	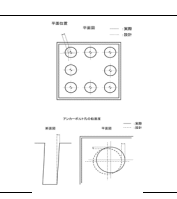	10-3-7-9
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 平面位置	±20				支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 平面位置	±20			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下				支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工（ラーメン式）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	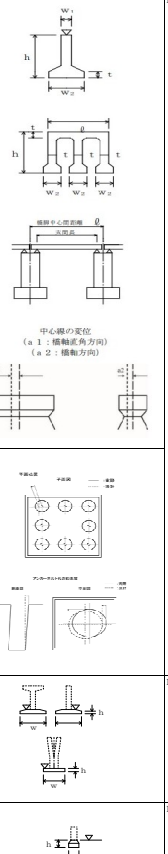	10-3-7-9	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	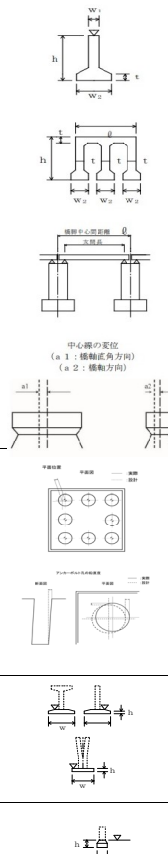	10-3-7-9
						厚さ t	−20				厚さ t	−20			
						天端幅 w_1	−20				天端幅 w_1	−20			
						敷幅 w_2	−20				敷幅 w_2	−20			
						高さ h	−50				高さ h	−50			
						長さ ℓ	−20				長さ ℓ	−20			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長および中心線の変位	±50				支間長および中心線の変位	±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 計画高	+10〜−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。			支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 計画高	+10〜−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 平面位置	±20				支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 平面位置	±20			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下				支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工（１型・Ｔ型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅w（橋軸方向）	−50				幅w（橋軸方向）	−50			
						高さ h	−50				高さ h	−50			
						長さ ℓ	−50				長さ ℓ	−50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工（門型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。	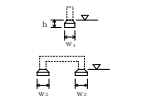	10-3-8-9	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。	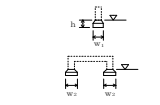	10-3-8-9
						幅 w_1，w_2	−50				幅 w_1，w_2	−50			
						高さ h	−50				高さ h	−50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工（１型・Ｔ型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。	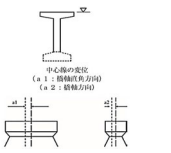	10-3-8-10	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。	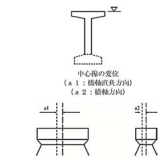	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長および中心線の変位	±50				支間長および中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工（門型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。	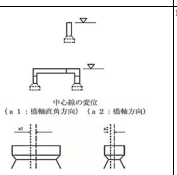	10-3-8-10	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。	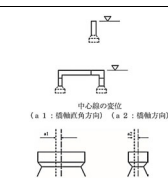	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長および中心線の変位	±50				支間長および中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ１，δ２（mm）	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11	現場継手部のすき間 δ１，δ２（mm）	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長ℓ（m）	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9	部材 部材長ℓ（m）	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工（鋼製支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La，Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La，Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
						可動支承の移動可能量注2)	設計移動量以上				可動支承の移動可能量注2)	設計移動量以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向） コンクリート橋	±5				支承中心間隔（橋軸直角方向） コンクリート橋	±5			
						支承中心間隔（橋軸直角方向） 鋼橋	±（4+0.5×（B−2））				支承中心間隔（橋軸直角方向） 鋼橋	±（4+0.5×（B−2））			
						水平度 橋軸方向	1／100				水平度 橋軸方向	1／100			
						水平度 橋軸直角方向					水平度 橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5				可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5			
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2 以上				可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2 以上			
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工（ゴム支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面およびゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La，Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面およびゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La，Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
						可動支承の移動可能量注2)	設計移動量以上				可動支承の移動可能量注2)	設計移動量以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向） コンクリート橋	±5				支承中心間隔（橋軸直角方向） コンクリート橋	±5			
						支承中心間隔（橋軸直角方向） 鋼橋	±（4+0.5×（B−2））				支承中心間隔（橋軸直角方向） 鋼橋	±（4+0.5×（B−2））			
						水平度 橋軸方向	1／300				水平度 橋軸方向	1／300			
						水平度 橋軸直角方向					水平度 橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5				可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5			
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2 以上				可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2 以上			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	−20 以内 かつ −1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）			アンカーボルト定着長	−20 以内 かつ −1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	−10〜+20	1径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	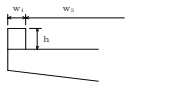	10-4-8-5	地覆の幅 w_1	−10〜+20	1径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	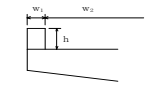	10-4-8-5
						地覆の高さ h	−10〜+20				地覆の高さ h	−10〜+20			
						有効幅員 w_2	0〜+30				有効幅員 w_2	0〜+30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	−5〜+10	1径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	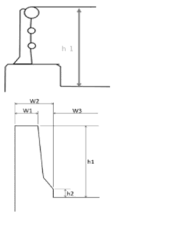	10-4-8-6 10-4-8-7	天端幅 w_1	−5〜+10	1径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	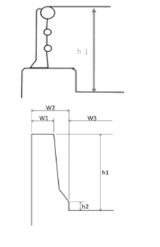	10-4-8-6 10-4-8-7
						地覆の幅 w_2	−10〜+20				地覆の幅 w_2	−10〜+20			
						高さ h_1	−20〜+30				高さ h_1	−20〜+30			
						高さ h_2	−10〜+20				高さ h_2	−10〜+20			
						有効幅員 w_3	0〜+30				有効幅員 w_3	0〜+30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高さ	±4				高さ	±4			

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	5 コンクリート橋上部工	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：スパン長	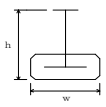	10-5-6-2	幅w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：スパン長	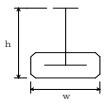	10-5-6-2
						高さh	+10 −5				高さh	+10 −5			
						桁長ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5） かつ −30mm以内				桁長ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5） かつ −30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ				横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の１／３以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)および断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級ＡまたはＢに該当する地盤とする。	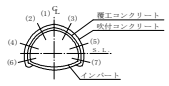	10-6-4-3	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の１／３以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)および断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級ＡまたはＢに該当する地盤とする。	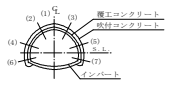	10-6-4-3
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角度	—				角度	—			
						削孔深さ	—				削孔深さ	—			
						孔径	—				孔径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内				突出量	プレート下面から10cm以内			
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに１ヶ所、(2)～(3)は100mに１ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、１トンネル当たり２ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩または吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	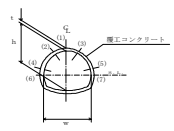	10-6-5-3	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに１ヶ所、(2)～(3)は100mに１ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、１トンネル当たり２ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩または吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	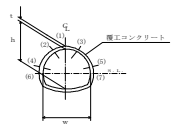	10-6-5-3
						幅w（全幅）	−50				幅w（全幅）	−50			
						高さh（内法）	−50				高さh（内法）	−50			
						厚さt	設計値以上				厚さt	設計値以上			
						延長L	—				延長L	—			
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅w	−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		10-6-5-5	幅w	−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		10-6-5-5
						厚さt	−30				厚さt	−30			
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	6 インバート工	4		インバート本体工	幅w（全幅）	−50	(1) 幅は、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	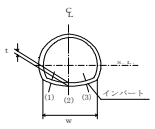	10-6-6-4	幅w（全幅）	−50	(1) 幅は、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	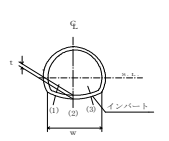	10-6-6-4
						厚さt	設計値以上				厚さt	設計値以上			
						延長L	—				延長L	—			
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。	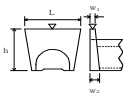	10-6-8-4	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。	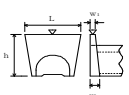	10-6-8-4
						幅w1，w2	−30				幅w1，w2	−30			
						高さh：h＜3m	−50				高さh：h＜3m	−50			
						高さh：h≧3m	−100				高さh：h≧3m	−100			
						延長L	−200				延長L	−200			
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき１ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	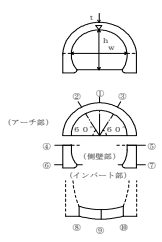	10-6-8-5	基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき１ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	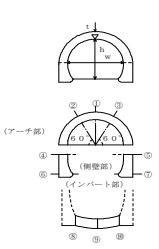	10-6-8-5
						幅w（全幅）	−50				幅w（全幅）	−50			
						高さh（内法）	−50				高さh（内法）	−50			
						厚さt	−20				厚さt	−20			
						延長L	—				延長L	—			

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打ち躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所および図面の寸法表示箇所で測定。	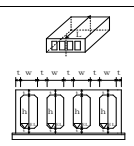	10-11-6-2	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所および図面の寸法表示箇所で測定。	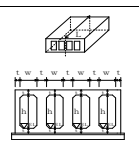	10-11-6-2
						厚さ t	－20				厚さ t	－20			
						内空幅 w	－30				内空幅 w	－30			
						内空高 h	±30				内空高 h	±30			
						ブロック長 L	－50				ブロック長 L	－50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	－20	図面の寸法表示箇所で測定。	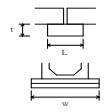	10-11-6-4	厚さ t	－20	図面の寸法表示箇所で測定。	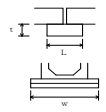	10-11-6-4
						幅 w	－20				幅 w	－20			
						長さ L	－20				長さ L	－20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工（防水）	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。	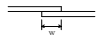	10-11-6-5	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工（防水保護工）	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工（防水壁）	高さ h	－20	図面の寸法表示箇所で測定。	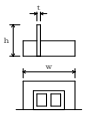	10-11-6-5	高さ h	－20	図面の寸法表示箇所で測定。	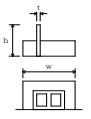	10-11-6-5
						幅 w	±50				幅 w	±50			
						厚さ t	－20				厚さ t	－20			
10 道路編	12 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	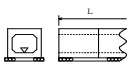	10-11-7-2	基準高▽	±30	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	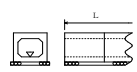	10-11-7-2
						延長 L	－200	延長：１施工箇所毎			延長 L	－200	延長：１施工箇所毎		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	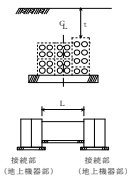	10-12-5-2	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	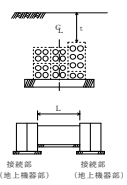	10-12-5-2
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】			延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。		10-12-5-3	基準高▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	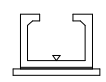	10-12-5-3
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	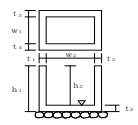	10-12-6-2	基準高▽	±30	１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	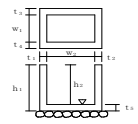	10-12-6-2
						※厚さ t_1～t_5	－20				※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30				※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30				※高さ h_1，h_2	－30			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工		個々の測定値（X）	測定値の平均（X'）	厚さは40ｍ毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。 幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、延長80ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-14-4-5		個々の測定値（X）	測定値の平均（X'）	厚さは40ｍ毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。 幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、延長80ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-14-4-5
						厚さ t（切削）	-7	-2			厚さ t（切削）	-7	-2		
						厚さ t（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		厚さ t（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅 w	-25				幅 w	-25			
						延長 L	-100				延長 L	-100			
						平坦性	—	3ｍプロフィルメーター（α）2.4mm以下 直読式（足付き）（α）1.75mm以下			平坦性	—	3ｍプロフィルメーター（α）2.4mm以下 直読式（足付き）（α）1.75mm以下		
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合） 厚さ t または標高較差（切削）のみ	厚さ t（切削）	-17（(17)（面管理として緩和））	-2（2）	1．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 3．厚さ t または標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4．厚さ（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。 5．幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、延長80ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5	厚さ t（切削）	-17（(17)（面管理として緩和））	-2（2）	1．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 3．厚さ t または標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4．厚さ（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。 5．幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、延長80ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
						厚さ t（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		厚さ t（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅 w	-25				幅 w	-25			
						延長 L	-100				延長 L	-100			
						平坦性	—	3ｍプロフィルメーター（α）2.4mm以下 直読式（足付き）（α）1.75mm以下			平坦性	—	3ｍプロフィルメーター（α）2.4mm以下 直読式（足付き）（α）1.75mm以下		
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工 厚さ t	－30	幅は延長80ｍ毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200ｍ毎に左右両端および中央の３点を掘り起こして測定。	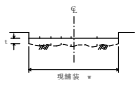	10-14-4-7	路盤工 厚さ t	－30	幅は延長80ｍ毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200ｍ毎に左右両端および中央の３点を掘り起こして測定。	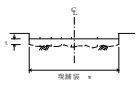	10-14-4-7
						幅 w	－50				幅 w	－50			
						延長 L	－100				延長 L	－100			

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	（令和６年４月版） 測定項目	規格値（㎜）	測定基準		測定箇所	摘要	（令和８年４月版） 測定項目	規格値（㎜）	測定基準		測定箇所	摘要
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工			鋼げた等	トラス・アーチ等		10-16-3-4			鋼げた等	トラス・アーチ等		10-16-3-4
						フランジ幅ｗ（m） 腹板高ｈ（m） 腹板間隔ｂ′（m）	±２……ｗ≦0.５ ±３…… 0.５＜ｗ≦1.０ ±４…… 1.０＜ｗ≦2.０ ±（３+ｗ／２）…2.０＜ｗ	主桁・主構	各支点および各支間中央付近を測定。	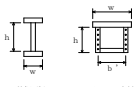 Ｉ型鋼げた　トラス弦材		フランジ幅ｗ（m） 腹板高ｈ（m） 腹板間隔ｂ′（m）	±２……ｗ≦0.５ ±３…… 0.５＜ｗ≦1.０ ±４…… 1.０＜ｗ≦2.０ ±（３+ｗ／２）…2.０＜ｗ	主桁・主構	各支点および各支間中央付近を測定。	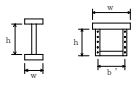 Ｉ型鋼げた　トラス弦材	
								床組など	構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。					床組など	構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度δ（㎜）	ｗ／200	主桁	各支点および各支間中央付近を測定。		10-16-3-4	フランジの直角度δ（㎜）	ｗ／200	主桁	各支点および各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
						圧縮材の曲がりδ（㎜）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（m）	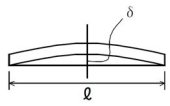	10-16-3-4	圧縮材の曲がりδ（㎜）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（m）	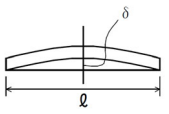	10-16-3-4